

平成22年第2回定例会

# 東吾妻町議会会議録

平成22年 6月 8日 開会

平成22年 6月16日 閉会

東吾妻町議会

## 平成22年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

### 第1号（6月8日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○追悼演説	3
○町長あいさつ	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議員派遣の件について	7
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○同意第2号～同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○同意第5号、同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○選挙第1号	16
○報告第1号の上程、説明、質疑	17
○報告第2号の上程、説明、質疑	19
○報告第3号の上程、説明、質疑	21
○報告第4号の上程、説明、質疑	21
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第4号、議案第5号の上程、説明、議案調査	27
○議案第6号の上程、説明、議案調査	29

○議案第1号の上程、説明、議案調査	34
○議案第2号の上程、説明、議案調査	37
○議案第7号の上程、説明、議案調査	39
○請願書・陳情書の処理について	39
○散会の宣告	40

## 第 2 号 (6月16日)

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	41
○出席議員	41
○欠席議員	42
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	42
○職務のため出席した者	42
○開議の宣告	43
○議事日程の報告	43
○地域活性化対策特別委員会委員長の互選結果の報告	43
○議案第4号、議案第5号の質疑、討論、採決	43
○議案第6号の質疑、討論、採決	49
○議案第1号の質疑、討論、採決	50
○議案第2号の質疑、討論、採決	62
○議案第7号の質疑、討論、採決	62
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○請願書・陳情書の委員会審査報告	66
○閉会中の継続審査(調査)事件について	69
○町政一般質問	73
橋 爪 英 夫 君	73
須 崎 幸 一 君	79
青 柳 はるみ 君	82
角 田 美 好 君	87
金 澤 敏 君	94

大  函  広  海  君	100
上  田      智  君	111
○町長あいさつ	122
○議長あいさつ	122
○閉会の宣告	123
○署名議員	125

平成22年 6 月 8 日 (火曜日)

(第 1 号)

## 平成22年東吾妻町議会第2回定例会

### 議事日程(第1号)

平成22年6月8日(火) 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議員派遣の件について
- 第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第6 同意第1号 東吾妻町監査委員の選任について
- 第7 同意第2号 東吾妻町公平委員会委員の選任について
- 第8 同意第3号 東吾妻町公平委員会委員の選任について
- 第9 同意第4号 東吾妻町公平委員会委員の選任について
- 第10 同意第5号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第11 同意第6号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第12 選挙第1号 東吾妻町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第13 報告第1号 平成21年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第14 報告第2号 平成21年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第15 報告第3号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第16 報告第4号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第17 議案第3号 東吾妻町教育長の給与の特例に関する条例について
- 第18 議案第4号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第6号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)案
- 第22 議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第23 議案第7号 字区域の変更について

## 第24 請願書・陳情書の処理について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（17名）

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大岡広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	総務課長	渡辺三司君
企画課長	蜂須賀正君	保健福祉課長	高橋啓一君
町民課長	猪野悦雄君	税務会計課長 兼会計管理者	武藤賢一君
産業課長	角田輝明君	建設課長	高橋春彦君
上下水道課長	加辺光一君	事業課長	富沢美昭君
教育課長・教育 長職務代理	先場宏君		

### 職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局長 補佐	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

---

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たりごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成22年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には、極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し心から御礼を申し上げます。

本定例会には、教育委員の任命を初め平成22年度補正予算案、条例の改正等、合わせて19件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。会期中、町長を初め執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

---

◎追悼演説

○議長（一場明夫君） 去る5月21日にご逝去されました前村清議員につきましては、まことに痛恨のきわみにたえません。

これより故前村清議員のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。全員のご起立をお願いいたします。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（一場明夫君） 黙祷を終わります。ご着席願います。

ここで17番、原田睦男議員が追悼演説を行います。

17番、原田睦男議員。

（17番 原田睦男君 登壇）

○17番（原田睦男君） 追悼の言葉。東吾妻町議会議員、故前村清君のご逝去を悼み、ここに議会を代表して、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

5月22日早朝、議員団長より電話で前村君の訃報に接し、闘病中とはいえ、生者必滅会者定離は浮世の常とは申せ、ただただ人生の無情と憤りを覚えました。ご遺族の心中をお察し申し上げるとき、万感胸に迫る思いでございます。一樹の陰、一河の流れ、そですり合うも多生の縁、前村君と私は坂上小学校以来の竹馬の友でした。

君は、小学校のころより、文武両道の行動派でした。中之条高等学校を卒業後、昭和34年に坂上村農業協同組合に就職。合併により、吾妻町農業協同組合が誕生。太田支店時代の君は、新規作物として、水仙の導入・普及をいち早く図り、このことが今日の水仙日本一に結びついたものであり、君なしでは今日の水仙日本一はあり得ませんでした。先を見る目の確かさに改めて敬服する次第であります。昭和46年にはAコープが開店するや、君はその手腕を遺憾なく発揮し、県下Aコープの中でも常に上位にランクされるという実績を残しました。

平成4年の吾妻郡8農協の合併に当たっては、合併協議会事務局長として辛抱強く調整に努め、新生あがつま農業協同組合誕生の一翼を担いました。また、総務部長、参事として、組合員の負託にこたえ、信頼される農協づくりに邁進されました。

君の実績は衆望の寄せるところとなり、平成11年4月、吾妻町議会議員選挙に立候補し当選。平成15年の吾妻町長選に挑戦。願いはかなわなかったものの、町政への思い断ちがたく、平成19年4月には合併後の東吾妻町議会議員選挙に立候補し、当選の栄に浴され、新町建設に参画されていたのであります。

この間、産業建設常任委員会副委員長、地域活性化対策特別委員会委員長、行政事務調査特別委員会委員長を歴任され、卓越した力量を遺憾なく発揮し、とりわけ農業振興やNPOの活動を通じて、地域の活性化に力を注がれました。

新町の建設にあなたの豊富な知識と経験が、今こそこの町に必要とされているとき、あなたを失ったことは残念でなりません。この上は、ひたすらご冥福をお祈りするとともに、生前賜りましたご指導、ご教訓に対し、議員一同深甚なる敬意と感謝の誠をささげたいと思います。

ご遺族の皆様には、この悲しみを乗り越えて、力強く健やかに過ごされますようご祈念申し上げます。

平成22年6月8日、東吾妻町議会議員、原田睦男。

○議長（一場明夫君） これで追悼演説を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時09分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前10時15分）

---

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成22年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

水無月を迎え、各地で田植えも終わり、梅雨を迎える季節となりました。議員各位におかれましては、公私ともご多用のところ、ご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心から厚く御礼を申し上げます。

また、過日の5月臨時会でごあいさつをさせていただきましたように、議会の皆様のご協力をいただき、職員と一体となって、お互いに知恵を出し合って、これから明るく元気な町づくりに一生懸命取り組んでいきたいと思っております。よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

4月20日に宮崎県内で1例目の口蹄疫疑似患畜が確認されてから、5月末で殺処分の対象となった牛や豚は、3市5町で17万5,000頭に上り、国・都道府県を挙げて、防疫対策に取り組んでおりますけれども、一部の地域では、家畜の移動制限、搬出制限は解除されましたが、いまだ終息の兆しは見え、群馬県でも危機管理体制の再点検に努めております。

また、国政に目を向けますと、米軍普天間飛行場移設問題で迷走を続けた鳩山内閣も総辞職し、菅新政権が発足し、政局も混沌としている中、民主党政策の目玉政策であります子ども手当の支給が今月から開始され、当町でも871世帯、2,966人を対象に6月10日から支給される予定となっております。

さて、本定例会では、人権擁護委員候補者の推薦についてなど人事案件8件、東吾妻町教

育長の給与の特例に関する条例についてなど4件、平成22年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係2件、報告関係4件、その他1件を提案させていただく予定でございます。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決を賜りますようお願いいたします。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成22年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時19分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、2番、竹渕博行議員、17番、原田睦男議員、18番、高橋基雄議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月17日までの10日間とし、その日

程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認め、会期は10日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は6月9日正午までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長(一場明夫君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんいただきまして、議会活動、または議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長(一場明夫君) 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第119条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

去る3月23日から27日に開催されました議会報告会について及び4月6日に開催されました八ッ場ダム関係現地調査については、12番、橋爪英夫議員より報告願います。

12番、橋爪英夫議員。

(12番 橋爪英夫君 登壇)

○12番(橋爪英夫君) それでは、報告いたします。

議会報告会でありますけれども、3月23日から27日までの5日間、実施いたしました。議会では、2年ほど前から議会基本条例の制定に向けて取り組んできました。その中に盛り込んである開かれた議会活動を目指して、議会と町民方の相互理解を図るため、意見交換会

の場として、議会報告会があります。今回その試行として、3月23日から27日の日程により、町内5カ所において報告会を開催いたしました。

3月23日には、あづま農村環境改善センターに町民22人の方の参加をいただき開催いたしました。開催内容は、まず議長、地元の区長会長さんのあいさつから始まり、議長による全般的な議会報告に続き、3常任委員会、3特別委員会の取り組みについて、およそ50分にかわり報告の後、町民方の意見の交換を行いました。主な交換の中でありすけれども、箱島農村公園用地のその後の関係、それから上信自動車道の取り組み、幼稚園の延長保育、議員の報酬及び定数などの意見が出されました。

次に、24日でありすけれども、太田公民館に15名の町民の参加をいただき行いました。意見交換会の内容は、冒頭のあいさつは前に申し上げたとおりの状況で進めました。太田地区の交換会の中では、執行部と議会のぎくしゃくした関係、街路事業、都市計画税、地域医療などの意見がありました。

25日でありすけれども、坂上公民館で19名の町民の参加をいただきました。森林の活用、町村合併の効果、温泉施設、スクールバス等の意見がありました。

26日でありすけれども、岩島地区であります。岩島麻の里会館に19名の参加をいただき、中学校統合の問題、職員給与の問題、天狗の湯の関係などについての意見がありました。また、議会報告会の取り組みについて、恒常的な開催を望まれ、報告会の必要性を切に感じることができたこともありました。全4日間の緊張が一気に報われた感じがいたした次第であります。

27日には、原町中央公民館において、町民23名の参加をいただき実施いたしました。街路事業、町の活性化、議会と執行部、財政、議会基本条例等についての意見がありました。

それぞれの会場において、地域性を感じることの多い報告会でありました。各会場とも活発な質疑、意見交換がなされ、議会としても有意義なものとなり、今後、議会基本条例の制定及び議会活動に十分生かされるよい機会となりました。

以上、報告をいたします。

次に、4月6日に行いました八ッ場ダム関係現地調査について報告いたします。

4月6日午前10時より12時までの2時間を予定し、八ッ場ダム関連現地調査を行いました。調査事項は、八ッ場ダム建設事業にかかわる町道認定路線の状況について、大場盛土造成地線の進捗状況について、ほかの現地調査であります。

午前10時に役場を出発し、雁ヶ沢入り口から町道5500号線、町道5500号線から川原畑代

替地、川原湯駅前を通過し、吾妻横断橋入り口、町道4500号線を通過し、打越代替地を通過、大柏木トンネルを通過し、大柏木の上ノ沢、大場盛土造成地線をバスからおりて、現地調査を行いました。

ダム関連道路の視察が主であり、バスの中から視察箇所を見たわけでありまして、案内者により説明を受けたわけでありまして。案内者については、国土交通省から鈴木事業対策官、群馬県より依田所長、小池主幹、町より高橋課長、轟室長にそれぞれの担当部署の説明を受けました。

建設が完成した国道及び県道は、暫定供用し、集中豪雨や災害時の安全と利用者の利便性を図るものであり、議会としても認定した2路線の現状と、ダム関連の進捗状況を現地調査いたしましたわけでありまして。ダム事業がとまっている現状下で、大柏木トンネルの今の状況を見ると、大変複雑な思いではありますが、以上が視察を行った内容であります。

以上、報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 橋爪英夫議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町の人権擁護委員6名のうち、岩下在住の海野信義さんが本年9月30日をもって任期満了となることに伴い、前橋地方法務局長から後任候補の推薦依頼がありました。人権擁護委員は、当該市町村の議会議員の選挙権を有し、広く社会の実情に通じ、社会的信望を有することなど、人権擁護に理解ある方を推薦することとされております。慎重に考慮する中で、今回任期満了となられる海野信義さんに引き続きお願いのお話を申し上げましたところ、

快く内諾を得られましたので、再度推薦したいと考えております。

海野信義さんは、平成16年10月から2期6年間にわたり人権擁護委員としてご活躍いただいております。人格・識見など高く、適任であり、今までの経験を生かしていただき、地域から信頼される人権擁護委員としての活躍を期待申し上げるものであります。

なお、任期がまだ残っておりますけれども、上申手続に長期間を要するため、今議会にご提案申し上げた次第であります。推薦に当たり、議会のご意見を賜りたく諮問を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、同意第1号 東吾妻町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第1号 東吾妻町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員は、町長が議会の議決を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理等にすぐれた識見を有する者及び議員のうちから、それぞれ1名選任することとなっております。このたび識見委員の塩谷雷三郎さんが6月30日をもって任期満了となります。その後任として、五町田在住の角田隆紀さんをお願いしたいと考えております。

角田さんは、昭和47年3月、東京農業大学農学部農業経済学科を卒業し、同年4月に群馬県に入職し、蚕業試験場を振り出しに、農政畑一筋に活躍され、農政部参事、技術支援課長を最後に、この3月末をもって、38年間勤務した群馬県を退職いたしました。人格・識見ともに適任と考えておりますので、ご同意をいただければ、所定の手続きをとりまして、7月1日付で選任する予定でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 任命は7月1日でよろしいですかね。

○町長（中澤恒喜君） はい、そうです。

○議長（一場明夫君） 確認で申し上げました。

説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 9番、大凶議員。

○9番（大凶広海君） 肝心かなめの監査委員ということなので、特に識見と言われているものが、今、説明を聞いていますと、農業畑一筋であると。果たしてこれで適正な監査が行えるのか、いま一不安があるので、質問します。

元来、いいです、昔からとは言いません。この4年間に限って言いますと、すみません、就任以来ですから、3年間に限って言います。監査委員なる者が忠実に監査を行う。それを律するためには、みずからもその中に身を投じる。書類を調べてみますと、監査委員の昼食代が出ています。今まではそういう計画でございました。これも前年踏襲型で、また履行があると困ると、確認しておきます。そういった人選が今後行われた場合に、こういった問題が善処できるかどうか伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 異議があるようですので、質疑を認めます。

町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の件でございますが、農政畑一筋というふうなことで心配だということでございますけれども、県行政に当たりますと、その場その場で広範囲に各分野の

仕事が見られるわけでございます。また、監査に関する実務等につきましても、その目は肥えていると、かなり実績があるというふうに踏んでおりますので、これはご心配ないということでございます。昼食代のことにつきましては、以前から行われているというふうなことでございますけれども、またこれにつきましては、後ほど協議、検討いたしまして、判断をしたいというふう考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 基本的に県職であった者が東吾妻町の監査委員に就任するということは、法令上の制限はありません。職員OBですと、なかなか法が許さない。ただ、体質的にどこが違うんだろう、私は余り変わらないと思います。今、新しく町長となられたあなたも県職だと聞いています。だから、監査委員が消費した500円の昼食代、後に検討しなければ答えが出ない、そういう答弁が来るんです。明らかにこれは違法なんです。監査委員みずからがそういうものを消費しています。

いいですか、あなたは、公約の第一が行政改革でした。まさにそこから一步を始めなくてはならない。あなたの報酬がカットされる、これは単なるパフォーマンスです。いいですか、やってはいけないことは、やってはいけない。ここがまず第1点なんです。当議会においても、不正な支出があります。かつてはありました。それが是正されません。いまだもって是正されない。支出命令者にその旨を問うと、出るところに出ればでした。金額の多寡の問題ではないんです。やってはいけないこと、これは違法な行為はしてはいけない。それが認められた場合には、速やかに是正する。あなたにはそういう感覚はありますか。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、角田さんが適任かどうかの論議をやるんだと思いますので。

今の質問に対しては答弁が必要ですか。

○9番（大図広海君） 再質問します。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そういった中で、前例主義に陥っている可能性が非常に高い。私は、その本人を知りませんが、多くの役人はそうです。自治法が職員OBの監査委員をよしてしていない。だとすれば、ここなんですよね、県職も自治体の監査に指名しない、選任しない、これはあなたの裁量です。いいですか、そういった部分で自信がありますかと聞いています。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 明確に自信がございます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号 東吾妻町監査委員の選任について、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、同意第1号 東吾妻町監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第2号～同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第7、同意第2号 東吾妻町公平委員会委員の選任についてから日程第9、同意第4号 東吾妻町公平委員会委員の選任については、一括議題といたします。提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第2号、同意第3号及び同意第4号 東吾妻町公平委員会委員の選任につきましては、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、地方公務員法に基づいて設置される機関です。地方公務員法により、公平委員会委員の定数は3人で、任期は4年と規定されており、本年6月30日をもって任期が満了となります。

同意第2号でお願いする高橋豊さんは、旧吾妻町時代の平成13年から委員を務めていただいております。長年、裁判所で書記官として勤務され、委員としての経験も豊富な方でございます。

同意第3号でお願いする石田定治さんは、今回初めてお願いする方でございます。長年、北群馬渋川農業協同組合に勤務され、平成20年に退職後は、自宅で農業に従事されております。

同意第4号でお願いする浅井光順さん、女性の方でございますが、今回初めてお願いする方でございますが、昭和39年から群馬県職員として、主に県内各保健所の保健師として勤務されており、平成2年に退職後は、民生児童委員も経験されております。

3人とも人格・見識ともに適任と考えておりますので、ご同意いただければ、所定の手続を経て、本年7月1日付で選任する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

初めに、同意第2号 東吾妻町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、同意第2号 東吾妻町公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第3号 東吾妻町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、同意第3号 東吾妻町公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第4号 東吾妻町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、同意第4号 東吾妻町公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

---

◎同意第5号、同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、同意第5号 東吾妻町教育委員会委員の任命について及び日程第11、同意第6号 東吾妻町教育委員会委員の任命については、一括議題といたします。提案理由の説明を願います。  
町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第5号、同意第6号 東吾妻町教育委員会委員の任命につきましては、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

4月22日に退任されました小林靖能さんと現在教育委員会委員の唐澤忠雄さんとが本年6月20日をもって任期満了となります。つきましては、後任として、岡崎在住の石田倉蔵さんと三島在住の高橋啓一さんを東吾妻町教育委員会委員に任命したいと存じますので、ご同意をお願いする次第でございます。

石田倉蔵さんは、昭和43年3月に群馬大学教育学部を卒業、4月から教員として就職し、平成18年3月、原町小学校長を最後に退職されるまで、38年間、教職員として奉職されました。この間、郡内及び渋川市内の小・中学校に勤務されるとともに、吾妻教育事務所学校教育課指導主事などの要職を歴任されるなど、教育関係の知識は豊富であります。

高橋啓一さんは、昭和45年3月に群馬県立渋川高等学校を卒業、4月から吾妻町役場に奉職され、現在に至っております。今までに上下水道課長、産業課長、保健福祉課長などを歴任され、40年2カ月にわたり行政に携わり、行政関係の知識は豊富であります。

両名とも人格・識見ともに最適任であると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、ご同意をいただきますと、6月21日に任命する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと

と思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

採決いたします。

初めに、同意第5号 東吾妻町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、同意第5号 東吾妻町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第6号 東吾妻町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、同意第6号 東吾妻町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

### ◎選挙第1号

○議長(一場明夫君) 日程第12、選挙第1号 東吾妻町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、5月19日の議員全員協議会で決定されたとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法について、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員及び補充員については、お手元に配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、東吾妻町選挙管理委員会委員には、ただいま指名いたしました町田豊さん、田中富雄さん、小池勝良さん、高橋武志さん、以上の皆さんが当選されました。

また、東吾妻町選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、橋爪佐さん、第2順位、塚田茂さん、第3順位、佐藤弘さん、第4順位、茂木良一さん、以上の皆さんが当選されました。

以上で選挙管理委員及び補充員の選挙を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

(午前10時54分)

---

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午前11時10分)

---

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(一場明夫君) 日程第13、報告第1号 平成21年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 平成21年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、ことしの1月及び3月議会において、それぞれご議決をいただきました繰越明許費の計算書でございます。合計16の繰越事業がございますが、このうち10の事業につきましては、昨年度、国の追加補正に伴います地域活性化交付金の対象事業でございます。一覧のとおり、繰越事業費の確定額及び財源内訳となっておりますので、ご報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 一覧表をもらいまして、一応3月議会で議決はしてありますけれども、この中で交渉段階、いろいろな問題で問題があるような案件がありますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） ただいまの加部議員のご質問でございますが、ここに掲げてあるものにつきましては、特にそのような問題はございません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでは、事故繰りにはならないという認識でお受けいたします。

この一覧表の繰越明許の中で、当然これは全部発注済みのものでございますね。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 何点かこれから発注するものもございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当に単純な質問です。出納閉鎖はいつですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 23年の5月末ということでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 21年度の出納閉鎖ですよ、23年5月ですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 21年度の出納閉鎖につきましては22年3月末でございまして、ただ支出可能な部分につきましては5月末ということでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうしますと、これは全部発注済みにはまだなっていないものもあるということですね。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 先ほど申しあげましたように、一部まだ発注になっていないものもございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これは出納閉鎖を過ぎておるんですけれども、そういうシステムでいいものですかね。会計上、許されるものですか。出納閉鎖がされても、まだ発注をしていないと。ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけれども、ご説明をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） ここに載せましたものは、先ほど町長が提案理由のところでも申しあげましたように、昨年の国の2次補正に伴う部分が大部分でございまして、これにつきましては国の補助部分も、交付金の部分も繰り越しを認めてもらっておるものでございまして、それについては何ら問題ないというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私は、本当にこんなことになって、当然発注済みだと思って、ここまで勉強してこなかったんですけれども、繰越明許にしておけば、会計システム上、例えばこれが8月、9月に発注するというんでも許されるわけですか、出納閉鎖後でも発注はできるのですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それにつきましては、繰越明許をお認めいただきました関係上、何ら問題はございません。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第14、報告第2号 平成21年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 平成21年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、街路事業に係る土地売買契約を平成21年2月9日に締結し、繰越明許の手続を経て、21年度末には補償物件の取り壊しが完了する計画で事業を進めてまいりましたが、契約者が平成21年6月15日に死亡し、その後、相続に時間を要し、工事の着手がおくれました。それに伴い、平成22年3月末までに事業の完了ができなくなったため、繰り越しをしたものでございます。

以上のおり報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これも本当に確認のために行いますけれども、6月にご不幸があって、延び延びになってきたということで、事故繰越しになったと。事故繰越しの事故繰越しはありませんから、これが消化できませんと、予算が消滅してしまうわけですね。そういうような危険性はないですか、現段階の交渉段階において。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋春彦君） ただいまのご質問でございますが、その後は順調に推移をしておりますので、7月末には完了する予定で進めておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第15、報告第3号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第3号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、3月定例会においてご議決をいただきました繰越明許費の計算書でございます。繰り越ししました事業につきましては、9月末日をもって完了する予定でございます。

以上のおりご報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第16、報告第4号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第4号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、前回の3月定例会でご議決をいただきました繰越明許費の計算書ございまして、今回はその財源内訳をつけさせていただきました。内

容につきましては、現在、町道新井・大宮線で工事をしております公共下水道事業でございます。9月末をもって完了する予定でございます。

以上のおりご報告を申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第3号 東吾妻町教育長の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 東吾妻町教育長の給与の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町常勤特別職につきましては、さきの第4回臨時会において、町長及び副町長の給与額の削減をご議決いただきましたところではありますが、これと整合性を図るため、教育長の給料月額についても、条例に規定する月額の100分の10を乗じて得た額を減ずる給与の特例条例の制定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） それでは、議案第3号 東吾妻町教育長の給与の特例に関する条例でございます。これにつきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。期間につきましては、平成22年6月21日から26年4月22日までの間でございます。

給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額を支給するということとございます。現行53万4,000円の額になっております。それに100分の10ですから、5万3,400円を減じた額、支給額にいたしますと48万8,700円とする内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 先ほど町長の説明にもあったとおり、臨時会で町長と副町長、町長が30%、副町長が15%の削減をしたわけです。今回、教育長が10%の削減ということが出てきたわけですが、町長にお伺いいたします。先ほどの監査委員のときにもパフォーマンスというものが出ております。大方の人がそういう部分で理解をされる方もあろうかと思うんです。そういう方の疑問を払拭するために、なぜこういう三役の削減、特に教育長10%削減を行うか、もう一度町長からの所見をお尋ねをいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、さきもお答えをいたしましたように、これから東吾妻町、行財政の改革をすることは必須の条件でございます。その上で、3名の執行部がこの行財政改革に真剣に取り組んでいくという姿勢を町民の皆様にお示しをして、これから頑張っていこうということとございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） マニフェストにある、テストで言えば、100点満点の答えだと思えます。我々を含む町民は、そういう答えでなくて、私はこういうふうに思っているんだと、これこれこういうことをやりたいと、職員給与のほうもこういうふうにやりたいんだと。そこまで言わなくてもいいですけども、そういうある程度細部の具体的なものは要らないんですけども、ある程度のもうちょっと具体的な、そういう抽象的なものでなくて、具体的な考えを言っただけであればありがたいなど。余り細部まで言わなくても結構です。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お答えをいたします。

それにつきましては、町の支出状況を丹念に見直して、削れるものは削るという姿勢がまず一つでございます。また、さまざまな分野でいろいろ今まで山積されております事業、これを解決することが行財政の改革につながってくると思っております。山積みされたものを

一つ一つ丹念に見直して、改革をしていく、そういう姿勢でいきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） ある程度の意気込みはわかります。ただ、いかにそれが実行できるかというのが問題なので、言うことはわからないんです。実行することが問題。私は、前の町長、4年間つき合ってきましたけれども、なかなか言うことと実行が伴わないと、伴わなかったというのが現実でございます。この町の予算の中で見ますと、まだまだ削るものはいっぱいというんですか、あるように私は思うんです。ぜひ町長、自分の身を削って、教育長の身も削るわけですから、ぜひ今の気持ちを忘れないように、この4年間、執行に当たっていただきたいと要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○15番（加部 浩君） いいです。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大岡議員。

○9番（大岡広海君） 先ほどの同僚の質問に対して、姿勢を示すという部分がありました。姿勢を示す、まさにこれがパフォーマンスなんです。実利を得るんじゃないんですよね、姿勢だけなんです。それで、姿勢を示して、大体終わると、そんなところなんでしょうけれども、言っておきます。その姿勢の中に、財政改革の目標値はどこに置くか、それがこの減額がどの程度寄与するか、腹案がありますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） パフォーマンスということが言われましたけれども、やはり皆さんに姿勢を示すことから始まるわけでございます。その姿勢から実行へと移っていくわけでございますので、単に今の段階でご批判をなさるのはいかながなものかというふうに思っております。さまざまなものがございます。そういうもの、やはり副町長、それから教育長も今度決まります。大変に行政に通じた方が副町長にもいらっしゃいます。こういう力を得て、これから前向きに取り組んでいきたいと思っております。また、さまざまな件については、また後日、お話をすることがあると思っております。

○議長（一場明夫君） 目標値を聞いているようですが、具体的なものがあれば、財政改革の目標値ということを行っているようでしたが。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 目標値ということでございますけれども、まだ全体的には把握してお

りませんので、先ほど言いましたように、これからその点についてはご説明する機会があると思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ということなので、まさに目標値も持たず、どんな数値を目標としたら適正かという知識も持たずに、まさにここは姿勢を示したということなんですね。これをパフォーマンスというんです。いいですか、せんだって、「考えなかった」を、「考えが至らなかった」という訂正があった。まさにそこなんですね。

それで、伺います。ということでしたら、これは大事な問題なので、ちょっと争点がそれるかもしれないですけども、経常収支比率をどの程度に求める。そのために、この三役の報酬の削減案はどこまで役に立ったか示してください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、手持ちの資料等がございませんので、これにつきましても後日お答えをいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 財政改革に着手する。当然にその数値が出るかと期待していたのですが、そんなものでしょう。

ところで、この削減案が、これは総論でいいです。過去の2例も含めて、特例というところ、ある種、懲罰的な減額処分に値するのかなと思います、報酬条例主義でやっていますのでね。今回は、特に懲罰ではない。財政上の問題が主だと建前上は言っています。となると、その期間も任期いっぱい、26年4月まで、どうも特例じゃないんですね、恒常的なんですね。そうすると、特例の条例ということじゃなくて、基本条例の基本の報酬条例のほうをきちんと整理して、本則に基づく、これが正しいやり方ではないかと思いますが、なぜその選択肢を選ばなかったのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の措置の迅速性等を考慮いたしまして決定いたしました。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 迅速は同じでしょう、数字を変えればいいだけですから。53万4,000円と書かれているものを48万8,700円と訂正するだけでいいんです。答えは同じなんです。これで報酬条例の改正になるわけです。あたなの任期いっぱいそれでやるんだったら、基本条例の改正が正しいんでしょうね。特例というのは、あくまでも特例。多くの場合には減額

特例、それは懲罰の意味を含める。それをもってせずにして、報酬を下げます。報酬を下げた町長はいい町長というような雰囲気蔓延している中で、どうも選択肢が正しいと思わない。

それと、もう一つが、附属機関として、審議会がいろいろあります。なぜ報酬審議会にそういったものを諮問しながら、適正な、要するに財政上の問題だったならば、ここなんですよ、適正な報酬はどこなのかということやなぜ諮問を得なかったか伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変懇切丁寧なご指摘をいただいておりますけれども、これにつきましては、今後、また三役相談をいたしまして、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、今回出された、あるいは前回も含めてですけど、根拠を失うことになる。改めて三役相談して、成案が出た段階で、できたら民主的な手続を踏んで、ここなんですよ、適正な報酬はどこなんだと。町民から選ばれた人たちが諮問委員としているわけです。それで答えを出していく、ここなんじゃないかと思っておりますけれども、その手段を踏む用意はありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましても、今後の検討材料としていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第4号、議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第18、議案第4号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第19、議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険の一部を改正する法律並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日から施行されるに当たり、条例の一部を改正するものです。

少子化対策の観点から、緊急の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、子育て等をしながら働き続けることができる子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現など、雇用環境を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） ご説明を申し上げます。

議案第4号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表をごらんいただければと思います。

まず初め、第8条の2の関係でございますけれども、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出遅出勤務及び超過勤務の制限の請求をすることができるように改正するものでございます。

改正前でございますけれども、この内容につきましては、職員の配偶者が専業主婦である

場合などは、早出遅出勤務は認められておりませんでした。改正後につきましては、職員の配偶者の就業の有無にかかわらず、早出遅出勤務の請求をすることができるものと改正するものでございます。

次に、第8条の3でございますけれども、これにつきましては、3歳に満たない子のある職員が、その子を養育するために請求した場合には、業務を処理する場合を除き、超過勤務をさせてはならないというような条項を追加するものでございます。

以降につきましては、条文の整理でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、新旧対照表をごらんいただければと思います。

第2条関係の改正内容で3点ほどございます。

まず初め、1点目といたしまして、非常勤職員、臨時的任用職員も育児休業をすることができるということです。

2点目として、妻が育児休業している職員でも、夫が育児休業をすることができる。

3点目といたしまして、配偶者が専業主婦である職員でも育児休業ができるというようなもので、削除して、そのように改正されるものでございます。

続きまして、第2条の2の改正内容ですが、改正前につきましては、育児休業の取得は原則1回だけでしたが、改正後は、子の出生の日から57日間以内であれば、再び育児休業をすることができるというような条項を新たに設けたものでございます。

次に、第3条関係ですが、改正前につきましては、育児休業等計画書を提出して、夫婦が交互にそれぞれ3カ月以上休業する場合には、再度の育児休業をすることができましたけれども、改正後につきましては、夫婦が交互に育児休業したかどうかにかかわらず、最初に育児休業した後、3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業をすることができるというような改正の内容でございます。

次のページの5条関係でございますけれども、職員以外の子の親が専業として、その子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の承認の取消事由には当たらないというような取消事由の改正でございます。

9条以降につきましては、育児短時間勤務につきましても、育児休業と同様な内容の改正でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第20、議案第6号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成22年3月31日公布、4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律が成立いたしました。この改正を受けて、10月1日以降の施行に係る東吾妻町税条例の一部改正であります。

改正内容の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願います。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、まず新旧対照表のほうからご説明をさせていただきます。

まず、改正の説明を大きく3つに分けて説明していきたいと思っています。

まず、1ページ目の例えば19条の4行目、法、これは地方税法ですけれども、「法第321条の8第27項及び第28項」というのが、改正後は項が変わりました。「第22項及び第23項」というふうに、いわゆる地方税法の改正によって、項ずれを起こして、呼んできている条文は変わりませんよと。ですから、法律的な内容、条例の内容は変わらないんだけれども、地方税法が変わったので、こういうふうに変わりますよという改正がまず1点です。

それと、もう1点、2ページを見ていただきたいんですけども、改正前の2ページの3行目、「従って」という漢字になっています。36条の3の2行目の真ん中辺で「本条」とい

うところに線があると思うんですけれども、こういう言い回しが、現在では、例えば「したがって」は平仮名表記が通常ですよとか、「本条」というのは、「この条」というふうに読むのが通常ですよというような、いわゆる字句整備の改正であります。

この2点については、今後、説明しませんので、出てきましたら、そういうふうに解釈いただければというふうに思います。

3点目が、今回の地方税法の大きな改正で、4月に専決いただいたり、6月1日改正等がありました。最後の10月1日からたばこ税が上がるんですけれども、ここから施行の改正の内容になります。ただ、この税条例の条文というのは、なかなか数字が入ったりしません。実際に数字が入っているのは、地方税法の中に入っています。ですから、そういった内容を具体的に説明をしていきたいというふうに考えています。

それでは、まず2ページ目をめくっていただければと思います。

ここで条文の追加があります。36条の3の2と下のほうに36条の3の3というふうに条文が追加されました。これを見ても、何のことか非常にわかりづらい条例になっています。これはどういうことかといいますと、扶養控除が変わります。これはどういうことかという、子ども手当が創設されました。そういう中で、いわゆる税金の計算というのは、収入があって、必要経費を引いて、所得というのが出ます。その所得から、いろいろな控除、扶養控除ですとか、基礎控除ですとか、生命保険料の控除ですとか、そういった控除をして、残ると、それに10%かかったのが町県民税となります。その6%分が町民税ということで計算されます。そういった控除する部分の改正であります。

子ども手当16歳未満、中学生までについては、現行33万円控除が、扶養控除として税金を計算するときに控除がありました。それが撤廃されます。ゼロ円ということです。

それと、16歳から19歳未満、高校生になると思うんですけれども、これも授業料が免除になります。そういった関係で、16歳から22歳までについては、特定控除というのがありました。いわゆる扶養控除33万円に上乗せ控除があります。その上乗せ分というのが12万円になります。高校生の部分については、授業料が免除になったので、この12万円が撤廃されますよ。いわゆる33万円の基礎控除だけですよということになります。今までどおり大学生については、33万円プラス12万円、45万円の控除が受けられますよ、そういった内容であります。

それに伴いまして、障害者控除というのがあります。障害者控除には2つありまして、いわゆる1級、2級の障害者手帳をお持ちの方は、特別障害という少し大きく、いわゆる住民

税30万円の控除があります。その特別控除、障害者控除については、同居しているかしていないかで、同居している特別障害者控除には、またそこに上乗せ、扶養控除に上乗せされていきました。現行で例でいいますと、例えば33万円の扶養控除に、その人が同居していましたよということ、23万円の特別障害者の上乗せがありまして、56万円というふうになります。なおかつ、別枠の障害者控除というのが30万円、現行86万円の控除がされております。

なぜ改正になるかということ、扶養がゼロになったりするので、扶養に上乗せするのではなくて、障害者控除に上乗せしましょうという単純な改正です。ですから、改正後は、扶養は33万円だけです。ただ、障害者控除で30万円、同居特別障害者として23万円の上乗せがそこに入りますよということで、そっちが53万円、扶養が33万円で86万円という形で、控除自体の額は変わらない。ただ、扶養に張りついていた上乗せが、障害者控除のほうに上乗せになりましたという、そういった改正になります。

この改正の部分、左側、どういうふうに関連があるかということ、第36条の3の2の見出しを見ていただければと思うんですけども、給与所得者の扶養親族の申告書、それから36条の3の3は、年金をもらっている受給者の扶養親族の申告書。今までも、給与ですとか、年金ですと、申告をしなくても、ほかに収入がなければ、それで申告をしたとみなされています。そういう通知が必ず1月末までに、役場のほうに、税務のほうに届くわけなんですけれども、そういったものの中に扶養の情報をしっかり入れましょうと。ゼロになって、扶養控除からなくなっても、そういった扶養の情報がわかるように、申告書をちゃんと出してくださいよと、そういう税条例的には改正になります。これが24年1月1日施行ということになります。

それと、もう1点、ここにはどうしても載ってこないんですけども、関連して、生命保険料の控除が改正になります。これについては、地方税法の改正ですので、当然そのまま申告するときに、そういった改正で申告を受けるということです。今までは、生命保険料控除というのが、一般の生命保険料控除で3万5,000円が限度として控除されていきました。7万円以上掛金のある人については、3万5,000円が限度で生命保険料控除がありますよと。それと、もう1点が、年金型の生命保険料控除というのが何年か前に追加されて、3万5,000円限度ですよと。足して7万円が限度でしたよということでありました。

そこに時代背景なんだろうけれども、介護医療保険というのが最近出てきておりまして、介護のために掛けている生命保険についても該当させましょうということで、今度は限度額は3万5,000円でなくて、3つになって2万8,000円ずつ。一つの保険の限度額が2万8,000

円、2万8,000円、2万8,000円。ただ、限度額は7万円ですと据え置きですよという改正です。所得税については、5万円、5万円が10万円だったのが、4万円ずつで限度額12万円というふうに変更になっております。

1枚めくっていただきまして、50条の関係は、先ほど言ったとおりです。

5ページの54条の関係ですけれども、地方開発事業団、8行目の中ほどにあるんですけれども、これは地方自治法の改正で、この事業団が廃止になったということで削除ということで、これは特別です。地方税法ではなくて、地方自治法の改正によります。

1枚めくっていただきまして、6ページになります。

町としてかわるのが第95条、たばこ税の税率の関係です。これは1,000本当たり「3,298円」だったのが「4,618円」に改正になりますよと。これが一般の製造たばこです。

附則の16条に旧3級品というような銘柄のものなんですけれども、これが1,000本について「1,564円」が「2,190円」になりますよということで、これが10月1日からということになります。これについては、附則でちょっと説明があるので、改正文のほうで詳しく説明したいと思います。

それと、第19条の3の新設の関係です。これについては、少額の上場株式等に係る配当所得ですとか、売ったときの譲渡所得について、非課税措置が創設されたということで入ってきました。非課税口座というのが、平成24年から26年の3年間だけ、上限100万円で認められるようになりました。この3年間、非課税口座に入れた株を買ったお金、必ず非課税口座というのを設定しなくてはだめなんですけれども、設定しますと、それから10年間、入ってきた譲渡益、売った譲渡益ですとか、配当益については非課税ですよという制度です。この株式の計算の仕方で、これを別枠にしますよ、これは非課税として別枠として計算しますよというような内容がここに書かれております。

続いて、先ほど言いましたたばこ税の関係です。改正文、最初めくって、2枚目の裏、附則というのが中ほどにあると思います。この附則で、この条例は平成22年10月1日から施行すると。ただしというような形で、さっき言ったように24年1月1日とか、25年1月1日に改正されるものについては、ここにずっと載っています。

ただ、一つ、その右の上から6行目になります。町たばこ税に関する経過措置ということが書いてあります。ここで10月1日から課税しますよというのは、そういうことなんですけれども、第2項から第6項まで、だらだら書いてあります。どういうことかということ、たばこ税については、まず税のかけ方、課税の仕方というのが、製造したところから出されたと

きに課税されます。国がそこで税金を取ると。あとは、卸とか、小売に来たときに、そこでまた課税されます。それが町のたばこ税になります。

ですから、そういう取引があったときに課税される税金ということで、日にちをちゃんとしっかり押さえるという考え方で、10月1日以降、手持ち品があれば、それは税金がかかりますよというふうな措置がここにずっと書いてあります。例えば小売業者で、手持ち品が10月1日現在、9月30日までにずっと買ったり売ったり、買ったり売ったりしていると思うんですけども、10月1日の零時になったときに、何本持っているかということで、その本数によって課税されます。それが2万本以上所持していると、それについて課税されますよと、2万本以下の小さな取引のところには課税はされませんよと、そういった経過措置です。

そういった内容というのは、申告は、例えば10月中に申告書を提出しなければいけませんよとか、申告した税金については、平成23年3月31日までに納付しなければいけませんよと、そういった内容が記載されているものであります。

ということで、今回の地方税法の改正で行う一部改正は、これが最後になるんですけども、なかなか税条例の中には、そういった内容が具体的にないんですけども、地方税法はそういうふうに改正されていっていますよということでもあります。

以上、雑駁ですけども、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時ちょうどといたします。

(午前 11時59分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第21、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに590万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億5,321万6,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金を206万円、県支出金を384万3,000円、それぞれ追加するものです。

歳出の主なものにつきましては、地上デジタル放送共聴施設整備事業費補助金といたしまして300万円、空き家等実態調査委託費を210万円、国民宿舎管理費を417万円、がん検診委託料などの健康増進事業費を275万2,000円、観光管理費といたしまして100万円などにつきまして、追加補正するお願いでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それでは、説明させていただきます。

まず、予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ84億5,321万6,000円とするものでございます。

それでは、4ページをお願い申し上げます。

事項別明細になります。

まず、歳入でございます。

14款2項国庫補助金の1目総務費補助金でございます。今回お願いする補正額につきましては200万円の追加のお願いということでございます。説明欄にございますように、無線シ

システム普及支援事業の補助金ということでございまして、地上デジタルテレビ放送対応の共聴組合施設に対する改修工事の補助金でございまして、現在のところ、この対象となっておりますのが厚田地区と泉沢地区、ほか何件か出てくるかなということで、これだけのものをお願いするものでございます。

続きまして、3項の委託金でございまして、4目の教育費委託金、お願いいたしますのは6万円の追加のお願いでございまして、これにつきましては、特別支援教育総合推進事業ということでございまして、自閉症の支援事業に係るところの委託金ということでございまして、よろしくお願い申し上げます。

次に、15款県支出金、1項の県負担金の2目衛生費県負担金でございまして、お願いいたしますのは118万3,000円の追加のお願いでございまして、これにつきましては、女性特有がんの検診の推進事業ということでございまして。

次に、2項の県補助金の1目でございまして、総務費補助金でございまして、50万円の追加のお願いでございまして、先ほど申し上げましたように、地上デジタル放送の関係で、県から入ってくる分でございまして、50万円の追加のお願いでございまして。

次に、5目の衛生費補助金でございまして、6万円の追加のお願いでございまして、説明欄にございまして、地域自殺対策緊急強化事業補助金ということでございまして。

6目といたしまして商工費補助金で210万円の追加のお願いでございまして、緊急雇用創出事業の補助金の追加ということでございまして、よろしくお願いいたします。

以上が歳入でございまして。

続きまして、歳出でございまして。

5ページをお願い申し上げます。

まず、2款1項の総務管理費でございまして、9目の企画費でございまして、300万円ということでございまして、先ほど申し上げていますように、地上デジタル放送の共聴施設整備に係るところの事業でございまして、300万円ということでございまして、これにつきましては、国から200万円、県から50万円、町の一般持ち出しで50万円ということで、300万円の支出のお願いでございまして。

次に、20目の山村振興対策費でございまして、お願いいたしますのは210万円でございます。これも先ほど申し上げましたように、緊急雇用対策の関係でございまして、空き家等の実態調査委託費ということでございまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 2款8項5目国民宿舍管理費、補正額417万円でございます。内訳は、委託料に67万円、工事請負費に350万円でございます。

委託料につきましては、PCB廃棄物の処理の委託でございますが、平成23年度に予定しておりました処理作業が今年度になったために新規にお願いする処理費用でございます。

工事請負費につきましては、浴室温水コイルの交換工事でございますが、浴室暖房系統につきまして、以前から修理を重ねてまいりましたが、3月に故障し、現在、修理ができない状態となり、使われておりません。そのための今回のお願いでございます。

榛名吾妻荘につきましては、2月1日より指定管理となっておりますが、2件とも町が処理する内容でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費でございますが、事業費といたしまして、自殺防止のパンフレットの作成ということで、6万円のお願いでございます。

続きまして、2目の予防費でございますが、日本脳炎のワクチンが今までちょっと事故がありまして、停止していたんでございますが、22年度から新しいワクチンが開発されたということで、実施に伴いまして、一応90人ほどございますので、医薬剤と予防接種の医師の委託料の追加ということで、合計で81万8,000円のお願いでございます。

続きまして、4目の健康増進費でございますが、これは女性特有がんに伴います検診が平成21年度きりでございますということで、国のほうで行ったんでございますが、22年度につきましても継続して行うという通知がございまして、この部分に係る経費でございます。総人数といたしますと946人ほど子宮頸がんと乳がんの検診の方がございまして、2分の1の補助というようなことで実施する予算計上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 続きまして、6款1項6目の農地費でございますが、45万円の追加のお願いでございます。これは本年度より3カ年計画で行います本丸地区の土地改良法手続認可申請書作成業務委託料でございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、7款1項3目の観光費でございますが、100万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、昭和53年度に設置しました岩櫃城本丸跡の標柱が腐食し、倒れたために建てかえるものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（先場 宏君） それでは、10款教育費、2項小学校費についてご説明申し上げます。

1目学校管理費6万円の追加のお願いでございます。今年度、文部科学省の特別支援教育総合推進事業中の自閉症・情緒障害教育等充実事業の委託を受けまして、原町小学校が行う事業でございます。この事業は、小学校に設置されている自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童の多様なニーズに対応するため、教育課程の編成等の充実を図るものでございます。

8節の報償費1万2,000円につきましては、講師の謝金でございます。

9節旅費2万3,000円は、講師の旅費及び特別支援教育総合推進委員の旅費でございます。

11節需用費2万5,000円は、事務用消耗品と印刷製本費でございます。

なお、この事業の経費につきましては、全額、教育費委託料を充てるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、7ページでございます。

12款1項公債費でございます。1目の元金でございます。今回お願いいたしますのは850万7,000円の減額のお願いでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が一般会計の補正予算でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第22、議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするのは、国の法改正に伴い、システム導入と改修を行うため、事業勘定に歳入歳出それぞれ189万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,376万4,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、歳入では国庫支出金189万円の増額、歳出では総務費189万円の増額であります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） お世話になります。

今回お願いするのは、事業勘定のみでございます。先ほどの町長提案理由のとおり、国の法改正を受けて、特別財政調整交付金により、非自発的失業者の国民健康保険税軽減措置に伴うシステム導入と、資格証明書世帯の高校生世代への短期被保険者証の交付に際してのシステム改修を行うものでございます。

非自発的失業者にあつては、会社等が倒産及びリストラに遭われた雇用保険特定受給資格者と、雇いどめなどによりまして離職を余儀なくされました特定理由離職者の方々が、失業等給付を受ける方であります。

次に、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行により、本年7月1日より、資格証明書世帯に属する中学生世代以下の子供に対する短期被保険者証が、高校生世代までに対して有効期間が6カ月の交付とされることになりました。

それでは、4ページ、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、3款国庫支出金、2項2目特別財政調整交付金189万円の増額をお願いし、歳出ですが、1款総務費の1項1目一般管理費、13節電算処理業務委託料、軽減措置に伴うシステム費と短期被保険者証交付システム費189万円の増額をお願いするものです。

なお、直近の数字ですが、資格者証世帯33世帯、短期被保険者世帯50世帯のうち、13世帯が7月1日以降に該当になるものと思われまます。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第23、議案第7号 字区域の変更についてを議題といたします。  
提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 字区域の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

地籍調査事業の実施に伴い、大字原町字下須郷、稻荷城において、字区域の変更が必要となりましたので、提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 地籍調査事業の実施に伴いまして、原町地内の稲荷城、下須郷において、字区域の変更をするものでございます。

次のページの字区域変更位置図をごらんください。

今回お願いいたしますのは、赤線と青線で囲まれております5筆と、道と表示されております黄色い部分について、字が下須郷となっておりますので、河川境界を字界とするため、稲荷城に変更するものでございます。簡単な説明ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第24、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおり、委員会に付託しますので、その審査を6月15日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は6月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時18分）

平成22年 6 月 16日 (水曜日)

(第 2 号)

## 平成22年東吾妻町議会第2回定例会

### 議事日程(第2号)

平成22年6月16日(水)午前10時開議

- 第1 地域活性化対策特別委員会委員長の互選結果の報告
- 第2 議案第4号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第6号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)案
- 第6 議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第7 議案第7号 字区域の変更について
- 第8 発委第1号 東吾妻町議会基本条例について
- 第9 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第10 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第11 町政一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大岡広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君

18番 高橋基雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	高橋義晴君
総務課長	渡辺三司君	企画課長	蜂須賀正君
保健福祉課長	高橋啓一君	町民課長	猪野悦雄君
税務会計課長 兼会計管理者	武藤賢一君	産業課長	角田輝明君
建設課長	高橋春彦君	上下水道課長	加辺光一君
事業課長	富沢美昭君	教育課長・教育 長職務代理	先場宏君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局長 補佐	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

---

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

---

◎地域活性化対策特別委員会委員長の互選結果の報告

○議長（一場明夫君） 日程第1、地域活性化対策特別委員会委員長の互選結果の報告を議題といたします。

本件につきましては、6月11日に開催された地域活性化対策特別委員会において、お手元に配付のとおり、高橋基雄議員に決定されました。

以上で地域活性化対策特別委員会委員長の互選結果の報告を終わります。

---

◎議案第4号、議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第4号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に

関する条例の一部を改正する条例については一括議題といたします。

本件については、去る6月8日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 何点か執行部の執行をただしていきたいと思います。

勤務時間、これによって町民に対する勤務のサービスというのは今までと変わりますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 今回の条例改正によって町民にいろいろな害が出るということはないと考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 議長、的外れであったらとめていただきたいと思いますが、私、直ちに質問はやめますので。

確認をします。当町の職員の勤務時間というのは何時から何時までですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 8時半から5時15分までです。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そのとおりだと思います。それが町民に大分行き渡ってしまっているんですね。前町政、茂木町政のときに私、質問しました。そのときに17時30分まで、これはちゃんと執務をするから町民のサービスは低下しないんだということを言っておりますが、町政がかわりまして、中澤町政になって、その辺のところはどうなりますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 5時半までの勤務につきましては、各課それぞれ日直というような形で残っておりまして、町民の対応は行っております。

○議長（一場明夫君） 加部議員に申し上げますが、この条例の案件に関するものに絞って質問を願いたいと思いますので、お願いします。

○15番（加部 浩君） わかりました。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 職員の勤務時間、休暇等ということで関連があると思ひまして、私は質問しておりますけれども、じゃこの点、1点だけ言わせてください。

町民から、5時15分過ぎて役所へ来たど、役所、支所、出張所、本庁含めて来たど。ところが勤務時間は15分ですよと言われましたと。最近の事象です。それは町民から聞いた話で

す。これ非常に今言っていることと矛盾をしていると思うんですけれども、もし私がこの議案と離れているのであれば、回答は結構です。もし回答ができるようであれば、議長、お許しをお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 答弁できますか。

副町長。

○副町長（高橋義晴君） 加部議員さんのおっしゃるような事例につきましては、執行部のほうとしては現状では把握しておりませんが、そのようなことがあるとすれば、対応を考えていきたいと思えます。これは、案件には直接関係ありませんけれども、議員さんがおっしゃることですので調査はいたしまして、今後の対応を考えていきます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでは、議案第5号のほうに移ります。

これは、町長、副町長でも結構ですけれども、その前に、これは私の議案調査の結果まだ結論が出てこなかったんですけれども、総務課長にお尋ねいたしますが、地公臨の関係はどうなりましたか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 地公臨の関係でございますけれども、当町は地公臨制度は適用はしておりませんが、臨時職等という表現があらうかと思えますけれども、これについては地公臨対応になっております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうするとこの議案に対しては、当町には該当職員はいないということ、そういう認識でよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 今現在ですと、該当する職員はございません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長でも副町長でもいいんですけれども、いろいろ幼稚園、保育園に関連をしまして、地公臨、臨時職の問題がずっとここ数年問題となっております。その辺のところを、地公臨制度を導入する考えはありませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどの地公臨の件につきましては、育児休暇中の代理的な形で地公臨の方を任期を限って採用するというふうなことも考えられますので、今後検討していき

いというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 幼稚園、保育園を主に私はずっと見てきておりますけれども、臨時の人、本当に当町にとっては低賃金で正職員以上の仕事をしていると見受けられるんです。箇所によっては正職員より臨時職員のほうが一生懸命やっているのが見えるんです。そういうところをつぶさに見ますと、この地公臨、この制度、全部やれとはいろいろな関係で難しいでしょうけれども、逐次こういう制度を導入していく必要があるかと思っておりますので、この辺のところをぜひ前向きに検討していただきますようお願いをして、この件については質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 両議案を通して、今回の改正が意図するところの総覧としておいて、この配偶者の状況、育休をとったかというか、あるいはまた専業主婦で子育てに余裕があるかというようなことの事情にかかわらず、この職員の基本的な労働権として、休暇を保障するんだという意味合いにとられるんですが、その解釈で間違いはないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 議員おっしゃるとおりと私も解釈しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、そういった必要性というのはこの事例だけではなくて、まだ多々あります。そういった点についての改正というのは着手がもう既になされているんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 今のところ着手はしておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、じゃなぜこれの改正が出てきたか。基本的には上位法が改正されたからということになるのかと思いますが、でも考え方の中にそういったものがあるならば、自分たちがふだんからそういった真摯な態度で執務しているならば、当然に改正しなくてはならない問題がまだほかに多々ある。それについて着手せずになぜこれだけが今回条例改正で上がってきた。不審に思うところではありますが、再度重ねて言います。町長、お答えください。

男女間のそういった雇用条件、あるいは手当、今回は休暇です。そういったものを抜本的に見直す、その準備があるや否や伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の改正につきましては、上位法の改正によるものでございます。その点については今後協議、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） この改正案については上位法の改正ということで理解をします。ただし、上位法の改正を待たずして既に今現在東吾妻町がいろいろなシステムを導入していることについて、その基本法にどうも抵触する、あるいは今の男女機会雇用均等性ということが普遍化しているこの世の中で、なかなか理解に苦しむ部分もある。なぜそういったものが抜本的に改正されないのか。そこのところについて、さっきの同僚議員が質問しているところの臨時職員の待遇の話も出てきました。多くの場合、この臨時職員は女性労働になっていきます。時給800円。またこの今回の条例改正の中にも、臨時職員を含めるということです。育休を必要とするほどの臨時職員というのは、本来地方公務員法上あるわけがないとは思われます。そういった中での相対的な見直し、これを緒にして必要かと思いますが、その用意があるや否や伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大図議員のご意見をいただきまして、今後慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そういうのを今回提案されている基本条例の中で触れています。信義誠実の原則に反するという事です。言葉巧みにかわしたと。

伺います。では、真っ先に手をつけなくてはいけないものは、これのほかにあとどれか1つだけで結構ですから挙げてください。

○議長（一場明夫君） 答えられますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のご質問につきましては、具体的なお話がございませんので、ちょっと理解できない状況でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） まさに今指摘したとおり、言葉巧みにかわそうと思ったら、1つの事

例が浮かんでこない。ここに問題があるんです。

上位法が改正されたから、恐らく改正しなさいと。町村課を通じてこういう指令が来て、その中での改正なんだと思われるところなんです。でも東吾妻町にはまだ問題が山積している。これに類するものがいっぱいあります。まさにそこが行政改革であり財政改革の目標地点なんです。その大前提の公約に掲げて初議会が今開かれています。すみません、初定例会といたしますか。その中で、ここが問題点だという指摘を1点だけでいいんです。再度お願いします。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、今の質問については先ほど答弁したとおりだと思いますので、これからの質問は、提案されている内容の是非について中心に質問をお願いします。

○9番（大図広海君） だから言うておきます。この条例の改正というのが、いいですか、家族構成のいかんにかかわらず、労働基本権としての育休、産休というような部分の、産休はないのか、育休か。産休も一部含まれています。の部分について保障しましょうという改正ですね。でも、同じ改正が必要なものはあるんです。これを緒にして何が必要かを教えてくださいという意味です。これだけですべてが終わるといような感覚を持っていないんです、という質問です。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（高橋義晴君） 大図議員さんのおっしゃるところは、基本的には正規職員でない部分というふうに解釈しておりますけれども、町では臨時職員、数多く雇用しております。その中で今後臨時職員という対応でなくやっていくということになりますと、運営形態の変革等を考慮した中で徐々に改善をしていかななくてはならないかとは思いますが、その点を含めまして他のものも連動型で改善をしていくようになろうかと思えます。現状においては、この条例案の内容についてのご審議をお願いできればというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

初めに、議案第4号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第4号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第4、議案第6号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月8日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第5、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

本件については、去る6月8日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。  
15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) これ非常に細かい話になりますので、最初から質問をしていきたいと思いますけれども、歳出面、2款8項5目13節、もう一度詳細な説明をお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 加部議員に申し上げますが、議案調査等した結果分からないということとで……

(発言する者あり)

○議長(一場明夫君) はい、わかりました。

執行部より答弁を願います。

事業課長。

○事業課長(富沢美昭君) 13節委託料67万、内容が国民宿舎におけるPCB廃棄処理委託料67万についてのご質問でよろしいでしょうか。

PCBにつきましては、平成23年度に処理するために早期登録ということをして以前からしておりまして、その登録につきましては、今年度4月に説明会がありまして、22年度に前倒しになったということで説明会がございました。最初の提案のときにご説明いたしましたが、そのPCBの処理につきまして早くなったということでの今回のお願いでございます。

内容につきましては、PCBの処理をする処理費用が約52万円、運搬に要する費用が15万円と見まして、67万円のお願いでございます。

PCBの入っているものにつきましては、高圧コンデンサー、製造者は三菱電機、重量は

25キログラムでございます。

処理につきましては、処理場所が、処分業者としましては北海道にあります日本環境安全事業株式会社北海道事業所でございます。それにつきましてはこちらで処理するという事で、早期登録の中で処理場所が決まっております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 詳細の説明を受けましたけれども、25キログラムの物体、物体といっていていいかな、荷物ですね。北海道へ送る。送り賃が15万。常識的にこれは考えられますか。いかにPCBであろうとも25キログラムですよ。15万、この予算計上、どのようなものでしたか同僚議員から資料提出がありましたけれども、いまだかつて提出はありません。ですから最初から聞いておるわけなんです。その辺のところを詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 運搬業者につきましては指定業者が4社ございますが、4社につきましては、この予算が可決後、見積もり依頼を出す予定でおります。15万円につきましては、こちらについてはもちろんまだ見積もりもいただいているわけではございませんので、説明会の折に大体どのくらいの費用を用意したらいいかということでお聞きしましたところ、この程度の額を示していただきましたので、この額以内の金額で運搬ができるかと思えます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） なぜ北海道まで送らなくてはならないか。その辺のところも説明ください。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） PCBの処理につきましては、特別管理産業廃棄物になっておりました、その特別管理産業廃棄物の処理業者として全国の中でどの場所で処理をするかというのは、全国的なレベルの中で振り分けられておりました、こちらにつきましては、当町は北海道の処分場が割り当てられてきたということでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私もずっと調査をしてきましたけれども、全国で2年前に6カ所、この処理施設を設けようということでスタートして始めたらしいです。これは私、みんな回答を言うてしまうんですけれども、これは、どこの県はどこへ運ぼうという決まりができたそうです。ですから、私が求めているのは、もう事前に、事業課長もいるときのこれ問題だ

よというのが相当な意見が行っていると思うんです。ですからこのくらいの調査は当然担当課長としてやるべきだと思うんです。それも言えない。これに関する資料、これ中之条の森林部というんですか、農業事務所の中にある森林部というんですか。そこで担当しております。こういう私が今質問をしている問題に対して、この森林部ではパンフレットを配布しておるんです。みんな承知していて質問するのは非常に申しわけないんですけども、事業課長にぶつけてありますから、改めて聞いただけのことなんです。

あれだけ問題視してあるんですから、相当これは調査してきてあるなと思ったんですけども、全くしていないと。副町長でも町長でもいいですけども、実際の部下がそういう勤務をしているんですよ。非常に重く受けとめてもらいたいと思うんです。ですから、森林部へ行けば、私の質問、ほとんど100%質問は出たと思うんです。全く調査していないんですね。その辺のところ、町長、副町長どちらでも結構です。見解をお尋ねいたします。

(「森林部の関係……」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) いや、町長、副町長に求めていますから。

町長。

○町長(中澤恒喜君) PCBに関しましては、私もその処理について、会社の関係で経験がございます。確かに値段的には高いものでございまして、運搬賃が高過ぎるというふうなこともございます。見積書をまだとっていないというふうなことでございますが、その点についてはこれからよく調査をしたいと思います。

また、北海道へ確かにこの群馬県は持っていくようになっておったと思います。それ以外の件につきまして、職員が職務を怠って調査もしなかったというふうなことでございます。これが本当であれば大変恥ずかしいことだというふうに思っております。今後はこういうことのないよう、職員を引き締めていきたいと思えます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) それと、これは町長ではないんですけども、どんなに危険物であっても、25キロの荷物ですよ。それが北海道へ行くのに15万、これも見積もりをとっていないからまだ幾らになるかわからない。そんな予算の計上でいいんですか。当町はそんなに裕福なんですか。その辺のところなんですよ。もっと執行については厳しく、ちゃんと説明ができる予算を立ててもらいたいと思うんです。その辺の説明がもしでき得るならば、受けたいと思います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 運搬業務につきましては、この補正予算をお認めいただきましたすぐに見積書を依頼する予定であります。こちらの特殊なPCBということで、産業廃棄物の運搬につきましては、その漏れとか運搬上の危険を配慮しまして指定業者が決まっているわけですが、そちらの業者に見積もり依頼をするということでございます。また、積算の根拠につきましては、説明会の折にお聞きしましたところ、この程度の金額が必要だということで、今回のお願いでございます。特に一般のどなたでも運搬できるというような品物ではございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その程度しか答えられないのは十分承知の上で質問しておりますけれども、それでは、町民が道を直してくれと例えば言ってきた。幾らぐらいかかりますよと、それを信じて予算に計上してくれますか、くれないでしょう。大体2割、3割、多ければ5割カットで、恐らく実施するならばそのくらいの予算しかもらえませんか。それが説明会でそのくらいじゃないかと言われました、見積もりもありません。ここで説明をしてくれといっても、あの程度の説明しかできないと。それでもうこの町の最高決議機関の議会にそれを予算として上げてきているんですよ。この実態。これが東吾妻町役場の弱いところなんです。もっともっとシビアに考えて、予算というものは非常に大事なものですから。ちゃんと調べて予算を立ててもらいたい。それが言いたくてこの長々と、私、今質問をさせていただきました。何かコメントがなければいいですけども、あればコメントをいただきます。それで私は終わります。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） こちらの説明会があった際には、その場で概算の金額をお聞きしたわけですが、これにつきましては、見積もりをお願いするという段取りの中では、まず議会でお認めをいただいてからするのが正しい手続ではないかというふうに思いまして、現在見積書の発送準備はできておりますが、きょうのご判断を受けた中で運搬についての見積もり依頼を出していきたいと思っております。

なお、先ほど森林部の関係が出ましたが、森林部がこのものを担当しているというではございませんで、森林部が管理しているくくりの中にPCBがあるので、事業課からPCBの現状について森林部に報告をしているということでございます。

以上でございます。

- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 加部議員ご指摘のようなことが今後ないよう十分に予算計上に当たっても、調査積算の上行うよう指示していきたいと思います。
- 以上です。
- 議長（一場明夫君） ほかにございますか。
- 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） 引き続き同質問についてなんですが、その25キログラムのコンデンサーというのは、電子機器に附属しております、しておりましたということですね。現在では使用中ではないということなんですが、形状として、今25キログラムのPCB入りの熱媒体として分離されているという解釈でよろしいでしょうか。
- 議長（一場明夫君） 事業課長。
- 事業課長（富沢美昭君） 高圧コンデンサーそのものの中にPCBは入ってございますが、その総重量が25キログラムということでございます。
- 議長（一場明夫君） 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） そうしますと、高圧コンデンサーということで、トランスの一種かなと想像するところですが、いいですか、その密閉状態、これはふだんから使用に耐えるものとしてかなり厳格に製作されていると思います。今現在もその状況の変化はないかと想像するところなんですが、報告がないので確認しておきます。
- 議長（一場明夫君） 事業課長。
- 事業課長（富沢美昭君） 漏れ等、現在変化はございません。形状の変更もございません。
- 議長（一場明夫君） 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） そうすると、PCBは特別管理型の廃棄物ということになりますが、コンデンサーが廃棄物にはならない、特別管理型にはならない。ここに大きな誤解があるかと思えます。今現在は製品として保管してある。これが特別管理型にはならない。ただ、その製品の中にその物が、熱媒体として封印されているということです。これを北海道まで送るのに15万円の運賃が必要なのか。シール状況が確認できる、安全の上にも安全。密閉容器に入れる。入れても総重量が恐らく30キロでしょう。一般貨物として送ることはできないんでしょうか。法の制限というのはそこにございますでしょうか、確認しておきます。
- 議長（一場明夫君） 事業課長。
- 事業課長（富沢美昭君） PCBの廃棄物の収集運搬許可業者としての認定を受けている業

者かと認識してございます。

(「答えさせてください」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 一般貨物として送ることに法の制限があるかということ聞いています。

事業課長。

○事業課長(富沢美昭君) 一般貨物として送ることに対する法の制限については、現在のところ、私、現在の段階では調査してございませんが、こちらは当然PCBそのものが危険なものでございまして、それを容器として入れるものの運搬につきましても、当然ながらその指定業者ということで説明を受けてきましたので、そこについては、こちらはその法律に基づく運搬許可を持っていない業者が運搬できるかどうかということについては確認してございません。

○議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) という中での予算計上なんだそうです。いいですか。PCBを輸送するんじゃないんです。製品を輸送するんです。その製品の中に厳重に封印されている。中に熱媒体としてのPCBが入っている。本当はPCBが入っているんじゃないんですよね、オイルが入っているんです。このオイルの中に安定剤としてPCBが含有されていると、ただそれだけのものなんです。その総重量が、厳重梱包して風袋込みではかってもおよそ30キロでしょう。もしこれ一般貨物で送れたら、恐らく運賃が2,000円か2,500円かです。その範疇でとどまります。15万円というのは、別途チャーター便を飛ばす料金です。それもかなりぜいたくな運賃になります。私、業界の人間ですから、自信を持って言えます。25キロのためにチャーター便の運賃が予算計上されている。到底承服しがたいところであります。その問題はそれで結構です。

もう1点伺いますが、次のページの中の商工観光費の中で、岩櫃城跡に設置されている標柱の改修ということで100万円が計上されています。現状は木製の標柱ということですが、なぜこの標柱が腐食をしていったのか、伺っておきます。

○議長(一場明夫君) 産業課長。

○産業課長(角田輝明君) 木柱で、昭和53年に建てたものでございまして、風雨等により腐食したものと考えております。

○議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) 風雨により腐食したんですか。でも、木柱が屋根もない、いわゆる野

ざらし状態になっている。風雨はそこに当たるんですよ、前提として。だから風雨により腐食したんじゃないんですよ。管理をしていなかったから腐食したんです。建てました、それで終わったからです。いいですか、定期的に適正な措置をする。いわゆる防腐剤を塗布するということです。今物すごくいいのがあります、浸透性の防腐剤です。商品名はいろいろあります。てからずに芯まで防腐効果を発揮します。かつてはクレオソートなどを塗りましたが、今はそういったものはなかなか使用禁止になっておりますので、ほかの商品名は言いません。

その中で、そういった反省が現場にあるや否や。同じような状況はまだほかにも事例があります。1つ例を挙げれば、住民から寄贈された洞巖さんのきちっとした、あれは何と申しますか、びょうぶと申しますか。今はびょうぶ仕立てになっています。かつてはふすま絵だった、絵じゃない軸ですね、かもしれません。これ管理が甘かったために大分カビに侵されています。こんなことは事例を挙げればきりがありません。

職員がそういった町の財産に対してどれだけ緊張感を接したかの部分があるんです。その反省点はあるや否やに聞いておきます。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 確かに防腐剤等は最初に塗っただけだというふうに考えておりますけれども、管理については若干ミスがあったのかなというふうに考えます。

今後については、材質等も考慮しながら立てていきたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 屋根つきのログハウス、あるいは板張りの家屋、まず防腐剤は3年連続で塗ります。浸透性のかなり、14リッター缶で3万円ぐらいします。後に、できれば1年おき、最低でも3年に一遍は塗布を繰り返します。これが屋根つきの家の壁なんです。自宅はみなそうやって自宅を守っています。野ざらしになった標柱に対してそれだけのお金をかける価値がないということであるならば、もう標柱は要らないでしょうし、100万円も補修費がかかるものであれば、そうやった管理を怠った反省点をまずここで明らかにしなくてはいけない。どちらを選択しますか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 先ほども申しましたけれども、材質も考慮しながら考えていく、木材ではなく石材ということも考慮しながら考えていきたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 当然に100万円という数字は石材の、それもかなり膨大な。私たちがチラシを見るにつけ、いろいろと今メモリアルの事業が町内に展開されています。おおこない墓石がその値段かというようなのを目にします。100万円というかなり高額になってきます。旧跡、要するにそのところに、そうですね、まだ現状発掘もしていないというような部分で、そういった構築物に相当するかと思います。物を設置するというのも、またそれがいかなるものかという論点もまたあります。その検討はなされましたか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 現在、今までありました基礎の中に入るものということで考えていますので、新たに基礎をつくっていくということではありません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いいです。時間の制約がありますので次にいきます。

これが一番問題だと思います。一番最後の公債費の中にあります。

この予算書で見ますと、償還金、あるいは繰上償還、それを当初の3月予算に比して850万円を減額するということになっています。ところで町長の公約の大前提は、すみません、大前提というか、第1に財政改革ということが挙げられたかと私は認識しておるんですが、この補正予算でその財政改革といった公約が全うできるとお考えでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、当初の予算の補正を要する部分を今お願いをしていることをございまして、これについてそのようなことが果たして言えるかどうかという事は、ちょっとお答えできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 公約もよく検討なさらずに、答えられない程度の注意力で補正が上がってきたということで解釈しますが、ところで、この補正を組むに当たり、事業費の捻出、これをどこから事業費を捻出したかという話があるんですね、要は。そうすると、これは当初予算というのは前任者がつくったものですから、私の責任じゃないといえばそれまでかもしれませぬ。だから、繰上償還をしましよとといったその意思を当面の事業費として、繰り上げをやめて貸借合わせればいいんだと、そのような感じかと思います。その解釈で間違っていますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

(「町長に聞いているんです」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 事務的な部分なんで。とりあえず先に企画課長に答えを……

○企画課長(蜂須賀 正君) 今回の補正のこの公債費の元金の850万7,000円の減額ということでございますけれども、通常の義務的償還につきましては、当然当初予算どおり実施ということで続行するわけでございます。なお、この繰上償還につきましては、1年間なり半年なりやってきたその中で、できるところがあれば、それについては繰り上げをやって償還をしたいという形で上げているものでございますので、当初予算の中で、当初といいますか、予算の中で見る中では2億ぐらい、22年度につきましても繰上償還が可能かなということで見ておりました。その中で今回この850万7,000円の減額をお願いしたいということでございまして、これが実際、繰上償還が今の段階でじゃ幾らになるのかというものについては何とも言えないという部分がございますので、これで減額したからといって財政に影響が出るというようなことは、今現在ではちょっと考えられないというふうに考えております。そのようにご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(一場明夫君) 答えられますか。基本的な考え方。町長と言っているようですが、町長。

○町長(中澤恒喜君) 今回の処理につきましては適切でない部分があったように思っております。今後このようなことがないように気をつけていきたいと思っております。

○議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) みずから適切ではないということになれば、この予算は撤回ということになります。そういうことになるんでしょうね。

ちなみに、今返済が自由にできるという約款のもとに借りている負債が、この表でいくと群馬銀行が2億6,000、あがつま農協が3,300万ほどあります。金利でいいますと2.01%という約定金利になっています。東吾妻町には基金が前任者によりかなり積み立てられています。これがどう運用されていくか。恐らくは定期預金でありましょう。仮に国債を買った、これはあり得ないと思いますが、しても、せんだっての個人向け国債の金利を見ますれば0.48%でした。これは10年物です。そういった逆ザヤがついている中において、1円でも多く繰り上げ返済をしていく、これが財政改革に向けての第一歩かと思っております。いいですか、3月当初予算で成立したこの予算について、不満があるかなかなかろうかということはまだ別途に置いておいて、いいですか、財政再建という限りにおいておいては、6月の定例会で既に減額補正が出る。この姿勢について非常に疑問があります。その点、町長みずからが

適切ではなかったという発言でした。だとするとこの補正予算は、町長のほうから成立させないでくださいといった発言があったととらざるを得ない。それでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、先ほどの答弁は、適切でない部分もあったように思われるので今後注意するという町長の答弁だったと思いますが。断定はしていません。

企画課長……

○9番（大図広海君） ちょっと待って。

○議長（一場明夫君） はい。

○9番（大図広海君） 議長がそういう発言をするということになると、議長との討論ということになってしまいますが、私が質問したのは、この公債費というか、要するに償還金の減額補正について質問しているところで、適切ではないという答えをもらいました。だからこの850万7,000円のこの予算計上は適切ではないと私は受けましたが、事の成り行きはそういうことになります。私の解釈は間違っていましたでしょうか、町長、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長、その辺、再度答えてください。

すぐ答えられないですか。休憩とりましょうか。

少しお待ちください、今ちょっと論議しているようですから。

質疑の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午前11時10分とします。

(午前10時58分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前11時10分)

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

執行部より答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、休憩前の件でございますけれども、今回のこの件につきま

して、手法的には最適切ではないわけですが、かといって間違いではないわけですが、今回につきましてはこれをお願いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 確かに間違いではないんですよ。でも、これが何と申しますか、当初予算のときのかつての意思決定というのがそこにあったわけです。その中で、もう既に財投から借り入れて繰上償還ができるものはすべて終わった、繰上償還ができるものは終わっていると。それで、金融機関から借り入れた2億9,500万円余、これを何とか今年度中に返しませう。そうすると将来負担、これが3,946万円減りますよということなんです。その実質金利が2.01%をピークにしていろいろとありますということなんです。この意思決定が3月に成立している。

それで4月に選挙になった。町長は、財政再建ということ、財政改革ということ、最重要課題として選挙を戦った。だとすると、ここなんです、この繰上返済というのはもっともって行いませうよと。どういう形で行うかはこれから課題で、財務省に乗り込んでいって、財投で借り入れたものも何とか繰上返済を認めるように。かつてはそこに埋蔵金があると言われたんですね、そうですね。吾妻荘の借入金が4.25%だったと私は記憶しています。そんな高利を取っているわけですから、それは埋蔵金になるわけなんです。政権が変わりました、そういったことで地方自治体を苦しめないでください。財務省に直訴をするぐらいの根性があるって初めて財政再建なんです。

そうすると信頼関係が崩れるということに、町長の言をいえばそういうことになるかと思いますが、これは嫌みで言っているんですよ、よく聞いておいてください。そうなると、ここなんです、間違いではないと言ったんだけど、選挙公約に対して、住民との約束に対して、最大の間違いがここにある。それは選挙公約が果たされるようなことにはなっていない。3月成立の、6月の時点でまだ突発的な事項も起こっていない、緊急的な事業費もない、この事業費はどこにあったのか。それは北海道まで25キログラムのコンデンサーを15万円の運賃をかけるという予算を計上するために、貸借を合わせるために減額補正になっているという現実なんです。これをして財政改革、行政改革という言葉が、こここうそがあったかもしれない。この予算が間違っていなければ、あなたの公約が間違っていると。

どちらでも結構です、選択してください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まだですね、年度も始まったばかりでございますので、今後の動向を見据えた上での発言をお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 今後の動向というのは、これからの、ことしもどうやら梅雨が長引きそうだと、そんな形で何が起こるかわからない。そういうことも踏まえての事業費の確定というのは、年度末を待たなければ当然ならない。それと政府のほうもどういうまた特別経済対策が発生するかもわからん。その中なんですが、いいですか、少なくとも3月の6月に対しての今の減額と。これを焦ることはない和我々は思うわけです。ましてや町長の公約なんです。なぜこれを今ここで予算計上しなくてはならなかったか、そこだけお答えください。

○議長（一場明夫君） 答弁は担当課長でもよろしいですか。

○9番（大図広海君） いや、町長をお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長、お願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しあげましたように、今回は手法的に最適切ではなかったということでございます。よろしく願いをいたします。

（「もう一回」と呼ぶ者あり）

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しあげましたように、手法的に最適切ではなかった、しかし間違いではなかったというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（大図広海君） はい、わかりました。結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る6月8日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第7号 字区域の変更についてを議題といたします。

本件については、去る6月8日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第8、発委第1号 東吾妻町議会基本条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○総務常任委員長（角田美好君） それでは、東吾妻町議会基本条例の案についての発議理由を報告いたします。

条例制定に向けまして総務常任委員会が調査を開始したのは、平成20年4月からであります。途中、議会構成の変更などがあり、また委員会として、職員の給与の適正化等の調査検討を取り組んでいたために途中中断していた時期もありましたけれども、昨年夏以降集中的に調査検討いたしまして、およそ2年2カ月を経まして、やっと本日上程する運びとなりました。

この間に委員会を13回開催、視察研修を2回、講演会による研修、また調査派遣を各1回行ってきました。またご承知のように、去る3月23日から27日にかけては、東吾妻町議会として町内5カ所で試行的に報告会を開催してきました。個人的な感想といたしましては、報告会の必要性を私自身、深く感じる、肌でよく感じる機会でもあったと思っております。

この条例が制定されますと、議会及び議員として、今まで漠然と活動してきたことが条例により明文化されるために、先ほど言った議会報告会等による意見交換を通して、町民の皆さんが政策決定に関与できるばかりでなく、請願・陳情者から直接意見陳情することにより、住民参加による議会運営がなされることとなります。

また、先ほどお配りした資料の中で、4条の2項においては、執行機関に反問権を与え、8条の2項では、議決前に議員同士の自由時間をとることにより、徹底した討論が可能となり、結果として今まで以上に議会が活性化され、議員の資質の一層の向上が図られると思ひ

ます。

こうしたことから、議会としてその権能が十分発揮されることが期待されます。条例の前文に示したように、住民自治が強く求められる時代の中にあつて、町民福祉の向上や民主的な平和社会の実現のために、議会及び議員としてその役割を果たすためには、この議会基本条例を制定することが一番と考えております。

よって、ここに委員会として発議したいと思います。

以上、ご理解の上、議員全員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　そこでちょっと待ってください。

説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君）　賛成か不賛成かというふうなことじゃありませんけれども、この問題につきましては、過日の全協でお聞きしようかなと思ったんですけれども、あえて本会議でお尋ねいたします。

総務委員会の委員の皆さんには長時間かけて検討してもらい、かつてない評価であるというふうに私は思います。しかしこの中で2点ばかりですか、お聞きしたいのが、この条例を見て、何か俗に言う足かせというんですか、議員一人一人に網をかけて、その中にも受けるられます。そういうふうな私なりの感じなんですけれども。

2点目といたしましては、第1条にあります最高規範、従って行動するというふうなことだと思いますけれども、この最高ということに強く重く感じられるふうに私は思うわけなんですけれども。

それと最後に、これは施行が22年10月1日というのは、もう少しおくらせることができるのかどうかという、その辺のところ、ちょっと私のわだかまりがあったものですから、お聞きしたいと思います。

○総務常任委員長（角田美好君）　それでは、佐藤議員の質問にお答えいたします。

足かせになるのではないかという質問なんですけれども、当然この条例ができますと、議員に対しては確かに重くなる部分だと思います。しかし、町民から見ますと、逆な見方をしますと、議会を監視する条例という見方になるんだと思います。それと、この条例自体が今までに議員として活動してきた部分を確実にするために条文化したという部分がほとんどだと思います。特に違ったという部分については、議会が年1回以上議会報告会をするという

こと、それとまた執行部に反問権を与えるという部分、先ほども説明していましたが。それと、こういった議決の際に議員同士の自由討論の時間を持つという、議員同士で意見を交わすという部分を設けた部分、特に特徴なんだと思いますけれども、そういったことから考えますと、決して足かせというとらえ方には、自分はないと考えております。

それと、最高規範という部分に疑義があるというお話だったんですけれども、やはり議会基本条例という考え方としますと、この条例が議会としては一番ではないかという考えから盛り込んできました。

それと、施行日を10月1日以降でもよかったのではないかとということですが、総務委員会といたしましても、2年以上にわたりまして調査検討してきたということ。それと、来年には当然議会構成も変わってまいりますので、その人たちにすべてを任せるというんでは、考え方はちょっとまずいのでできれば本当に基本条例ということで、基本的には議会をよくするということから考えまして、早急に施行したほうが良いという考え方があります。それと、きょう議決していただきますとすぐ公布になるわけですが、実際には第3条関係、また第8条関係について、議会規則等を決めないと実際には運用には難しいということで、3カ月の猶予をとっております。

以上ですけれども。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） 了解いたしました。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） 総務委員会の皆様には、このような形になるまで試行錯誤され、ご苦労されて、形になるまで大変だったと思いますが、毎戸配布しパブリックコメントを求めておりました。議会報告会でも説明したとはいえ、参加者が多くはなかった。町民のためになるのかという議論を、私のほうで、自分なりにまだ議論がされていないなんて思いまして、もう少し施行期間が欲しいなんて自分では思います。

また、今、佐藤議員のおっしゃったように、ちょっとこう議員も専門性が必要になってきた時期なんだなと思いますが、議会活動を縛るものなのかなという不安がありますし、町の執行権を縛ってしまうのかなということもあります。また、3条の6なんですけど、陳情されたものに対して財政の問題で町が重荷を背負わせることになる、採択したものに対して財源の問題でできなかったときにどうするのかという心配もあります。それなので、もう少し町

民に周知徹底して、時間をいただきたいなと思います。

○議長（一場明夫君） それはご意見ですね。

○4番（青柳はるみ君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席へお戻りください。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第9、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願1号については、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告させていただきます。

産業建設常任委員会に付託された請願書1号の審査結果をご報告いたします。

去る6月8日にその審査を当委員会に付託されました請願1号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願については、6月9日、第4委員会室において、産業課長出席のもと、慎重に審査を行いました。

現在世界的に食料不足が懸念され、国内においては食料自給率の向上が求められている中、

米価は下落しており、米生産農家が直面している実情は十分に理解しなければならず、今後は何らかの処置対策が必要であると考えますが、ただ単に備蓄米をふやすのではなく、米の消費拡大を図るとともに、当町のような中山間地域では、高齢化や過疎化により耕作放棄地が増加している状況を考えますと、農業の所得補償制度を推進する観点から、当委員会としては全会一致にて不採択といたしましたので、本会議におかれましても同様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） ちょっとそちらでお願いします。

報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席にお戻りください。

お諮りいたします。請願1号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案についてお諮りいたします。請願1号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願について、賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（一場明夫君） 起立少数。立つのは早目をお願いします。

したがって、本件は不採択と決しました。

請願2号については、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） 続きまして、請願書2号の審査結果をご報告いたします。

去る6月8日にその審査を当委員会に付託されました請願2号 E P A・F T A推進路線の見直しを求める請願については、6月9日、第4委員会室において、産業課長出席のもと、慎重に審査を行いました。

現在我が国はアジアを中心に11の国や地域とE P Aを締結し、5つの国や地域と交渉しています。仮に農産物の輸入が全面自由化されることになれば、農産物の輸入がふえ、農業に

大きな打撃を与えることが考えられます。

当委員会としては、請願内容に理解はしておりますが、先日の新聞報道によれば、政府成長戦略の実行計画案でオーストラリア、欧州連合、韓国とのEPA交渉を2013年度末に妥結されると明記されています。これらの動向を見きわめる必要があることから、全会一致にて不採択といたしましたので、本会議におかれましても同様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、お戻りください。

お諮りいたします。請願2号 EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案についてお諮りいたします。請願2号 EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願について、賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（一場明夫君） 起立少数。

したがって、本件は不採択と決しました。

陳情2号 改正貸金業法の早期完全施行を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る6月8日、総務常任委員会にその審査を付託してあります。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定によって引き続き閉会中の継続審査の申し出があります。本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

陳情3号については、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、産業建設常任委員会に付託された陳情3号の審査結果をご報告いたします。

去る6月8日にその審査を当委員会に付託されました陳情3号 本宿甘酒原地区における大型養鶏場施設建設推進に関する陳情については、6月9日、第4委員会室において、産業課長出席のもと、慎重に審査を行いました。

甘酒原地区における大型養鶏場建設計画につきましては、3月定例議会に建設反対の陳情がありましたが、町に建設計画が示されていないことから継続審査としておりました。今回は建設推進の陳情でございますが、事業主によりいまだ計画書が提出されておらず、審査できないこと等により、全会一致にて不採択といたしましたので、本会議におかれましても同様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、お戻りください。

お諮りいたします。陳情3号 本宿甘酒原地区における大型養鶏場建設推進に関する陳情書に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案についてお諮りいたします。陳情3号 本宿甘酒原地区における大型養鶏場建設推進に関する陳情書について、賛成の方は起立願います。

（起立なし）

○議長（一場明夫君） 起立なし。

したがって、本件は不採択と決しました。

---

#### ◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君） 日程第10、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたら、お願いいた

します。

総務常任委員会。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○総務常任委員長(角田美好君) それでは、総務常任委員会の閉会中の報告をさせていただきます。

5月14日から19日にかけて委員会を開催し、議会基本条例並びに吾妻荘の事務管理について調査検討を行いました。

まず議会基本条例についてですけれども、4月に住民の皆さんから受けたパブリックコメント及び群馬県議長会からの指摘事項、そして金澤議員からの指摘がありましたので、それらの指摘事項について十分審議し、条例素案の内容修正を行いました。いよいよ最終段階となったということから、この委員会において第一法規株式会社に対し、条例案の法令執務形式点検の精査業務委託をこのときに決めました。

その後、本定例会会期中の6月9日に委員会を開催し、第一法規株式会社の指摘事項を加味し、最終調整をして委員会発議案とすることを決めました。

次に、榛名吾妻荘の事務処理についてですけれども、幾度か報告しておりますけれども、19年から20年にかけて不適正な事務処理があったのではないかと同僚議員の指摘を受けて、1月以降、事業課に対し資料提供を求めて調査してきました。

委員会としては、この中で一部について不適正な部分が認められるという判断から、5月14日、町長に委員会に出席をお願いし、町執行部で調査するよう依頼したところ、副町長が決まり次第、副町長に調査させ対処させるという答弁をいただきました。

よって、委員会としては、調査資料を執行部に提出し、その調査をゆだねることで、この件については調査終了という判断をしました。

以上、報告といたします。

○議長(一場明夫君) 文教厚生常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 産業建設常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 議会運営委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君）　八ッ場ダム対策特別委員会。

八ッ場ダム対策特別委員会委員長。

（八ッ場ダム対策特別委員長　日野近吉君　登壇）

○八ッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君）　八ッ場ダム対策特別委員会より報告をさせていただきます。

平成22年6月11日、ダム対策特別委員会を開催いたしました。委員6名と一場議長の7名で、執行部より中澤町長に出席をいただき、八ッ場ダム関連事業について、国土交通省工事事務所、県八ッ場ダム水源地域対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策室に説明員として出席を求め、八ッ場ダム関連工事の現在の進捗と22年度予定について説明を受けました。

調査事項に入り、まず轟ダム対策室長より、平成22年3月16日から6月10日までの八ッ場ダム対策事業の各関係地域事業説明会、事業調整などの経過報告があり、4月28日に吾妻峡温泉天狗の湯がオープンしたこと、5月10日に岩島地区八ッ場ダム対策協議会総会及び事業説明会が行われたこと。また5月28日には東吾妻町八ッ場ダム対策協議会総会及び事業説明会が開催されたことなど、88回にわたる経過の報告を受けました。

引き続き国土交通省の説明に入り、鈴木事業対策官ほか各担当課長より町管内全体的な説明があり、平成22年度八ッ場ダム工事の予算額が、事業費154億5,000万円で対前年比約30%減であること、事業全体の進捗率では、用地取得率では約85%、家屋移転では約82%、つけかえ国県道では84%、つけかえ鉄道では88%の進捗状況であり、ダム本体関連以外のつけかえ道路、生活関連工事は着々と進めているとのことでした。

岩島地区関係では、県道林・岩下線の工事で、武田井地区の切り土工事及び新井・横谷・松谷線と町道5284号線の一部工事を引き続き進めていること。また22年度では、町道新井・横谷・松谷線のつけかえの一部とJR第二橋梁の在来線と八ッ場トンネルの取り付け部分の工事を行う予定であること。

坂上地区関係では、盛土造成地線の上流部分と林道取り付け部分について工事を進めているなど、各工事の進捗状況の説明を受けました。

次に群馬県の説明に入り、須藤次長ほか各担当者より説明があり、国道145号つけかえ工事、八ッ場バイパスについては、雁ヶ沢ランプからJR部分を除いた現道タッチまでの事業進捗を図っていくこと。県道林・岩下線については、一部供用開始をしておりますが、残り部分を進めていくこと。町道松谷・六合村線は現道の補修工事を中心に進めていく。土地改良については、三島西部第二地区で昨年度9ヘクタールの面工事を行ったが、今年度は9.2

ヘクタールの工事を行う。細谷地区では、今年度5.5ヘクタールの工事を予定していること。松谷地区については、上信道、JR等を想定しながら今後計画を行っていくこと。その他、県道川原畑・大戸線の工事進捗状況などの説明を受けました。

そして、最後に町より、吾妻峡温泉天狗の湯の入館者が6月10日で1万人を超え、利用形態の割合は、現金入浴者が全体の57%、回数券入浴者が27%、定期券入浴が16%となっていること。ふれあい公園については、22年度は駐車場の残り部分と照明設備、屋外通りへの整備をすること。また、十二沢パーキング部分の名勝地現状変更許可については、3月19日に正式な許可がおりたので、パーキングまでの水道引き込み工事を先行して行うことなどの説明がありました。

その後、ハッ場ダム事業全体及びダム対策についての質疑を行い、最後に大臣の中止発言の検証について協議を行いました。こちらから出向いての検証について、日程調整を本委員会前、または参議院選挙前にできればということで工事事務所にお願いをしてみました。鳩山内閣から菅内閣へかわり、政務多忙のため日程の調整ができないので、要請には応じられないとの回答がございました。今後は、質問書を提出し、文書での回答を求めていくことといたしました。また、質問の内容等につきましては、委員会を開催して今後協議をしていくことと決定をいたしました。

以上、報告を申し上げます。

- 議長（一場明夫君） 地域活性化対策特別委員会。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（一場明夫君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のとおり各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

---

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第11、町政一般質問を行います。

---

◇ 橋 爪 英 夫 君

○議長（一場明夫君） 12番議員、橋爪英夫議員。

（12番 橋爪英夫君 登壇）

○12番（橋爪英夫君） それでは、通告に従って、許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

緑が大分多く見受けられる山々でありますけれども、私は町有林の管理計画とこれからの森林事業の推進、森林事業の推進については、私有地を含めた考え方ということで質問をさせていただきます。

6月10日に我が町の旧東村地内岡崎の町有林から五町田、奥田と調査をさせていただきましたけれども、大変整備をされている山、それから全く間伐が行われていないような状況の山等々があったわけであります。

そんなことで、これから質問をするわけでありますけれども、質問の要旨については、森林には地球温暖化防止や水源の涵養、土砂崩れ防止など、さまざまな働きがあるわけであり、しかし、林業の採算性の悪化により、植える、育てる、収穫、いわゆる販売でありますけれども、という循環が崩れかけ、国土を保全し美しい森林を未来に託すことが危ぶまれる現状下であります。我が町は、榛名北麓に広がる水と緑の町であります。森林と共生する循環型の社会を構築するため、町の森林事業の推進についての考えをお伺いいたします。

1点目としては、町有林の管理計画はどのようになっているのか。造林、間伐、枝打ち、その他というような内容でお答えをいただきたい。

2つ目は、管理計画に対する予算であります。20年度、21年度、22年度の決算予算書を見ても、本当にもう予算がわずかなものであり、この内容3年間を見ても、計画的にされて

いるのかどうかと疑問を感じるころでもありますので、その辺のところをお願いしたい。

それから3番目としては、森林の体験学習、町内の子供や姉妹都市の子供たちを対象にこれからそういう体験学習等の研修をしていく考えがあるかどうか。まして旧東地区にはキャンプ場の学習棟もあるわけでありましてけれども、こういうものの利用を兼ねて今後、やはり考えているかどうかという点についてをお聞きしたいと。

以上でありますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 橋爪議員の質問にお答えをいたします。

戦時以下、乱伐をされ、荒廃した森林は、敗戦後の大型台風の来襲などによりまして大きな災害を引き起こしました。そして多くの人命が失われたわけでございます。このことから、我が国は昭和20年代から30年代に植林政策を推進し、1,000万ヘクタールに及ぶ人工造林をなし遂げ、世界から日本人の偉業だというふうにたたえられたわけでございます。しかし現在、材価の低迷等により、森林の手入れは十分に行われていない状況にございます。再び災害を心配する状況にもなっているわけでございます。

橋爪議員ご指摘のように、間伐等の森林整備を行うことで、国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止等の公益的な機能をより十分に発揮させるとともに、木材としての価値を高めることができるわけでありまして、将来に向け、東吾妻町、さらには地球環境を守っていく大きな財産としていくためにも、森林管理は重要であります。町有林については、町民に対して模範林的な存在としてしっかりと管理をしていきたいと考えております。

町有林の管理計画はどのようになっているかでございますが、町有林の管理は、森林施業計画に基づきまして、造林、保育、除伐、間伐等の施業を行っております。この森林施業計画は、森林法に、森林の持つ諸機能が発揮されるよう計画的、合理的な森林施業を確保することを目的に、森林所有者が自己の有する森林について、自発的に森林施業に関する5カ年の計画を作成して市町村長に認定を求める制度でございます。森林施業計画を立てることによりまして、森林施業に係る補助金が受けやすくなります。

なお、町有林の施業計画は、吾妻森林組合が代理人となり認定請求を行うことにより、補助金の割合が有利になるため、効率よく町有林の管理が行えるようになります。

また、町有林の管理として、町有林巡視員9名を委嘱しております。町有林巡視員の役割

は、町有林の境界確認及び森林の保育の状況を巡視して報告をしてもらって、枝打ち、間伐等の作業を実施して、予算作成の参考としております。

次に、管理計画に対する予算でございますが、町有林に係る治山林道事業で1,044万9,514円、町有林管理事業とし278万127円でございます。この金額につきましては、枝打ち、除間伐等の森林整備が主でございます、補助金以外の経費でございます。

続きまして、森林の学習につきましては、町有林を活用した事業は行っておりませんが、管内の小学校に緑の少年団が組織されております。緑の少年団活動は、緑と親しみ、守り、育てる活動を通じて広く自然を愛し、人を愛し、みずからの社会を愛する心豊かな人間として育てていくことを目的としております。

各少年団では、緑化行事や間伐材を利用したベンチの作成体験、樹木名をプレートにつけたり、樹木名のプレートをつけたりする、そういう活動をしております。学校によっては、森林管理署及び森林組合などに指導をお願いして、森林について学習をしているようであります。

林業の体験学習としては、キノコの栽培体験として、シイタケの種ごまの植菌を体験する授業があります。平成21年度には、姉妹交流をしている杉並区より参加者を募って、こま打ち体験教室を行いました。これからも機会があれば計画をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 町政一般質問の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午後1時とします。

（午後 零時01分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 午前中は、答弁いただいてありがとうございました。おいしいご飯を食べたらちょっと度忘れした部分もありますけれども、引き続いてお願いいたします。

38万円の予算で巡視員さんが9名で町有林の管理を行っているということで、その方々がいろいろな結果なり状況を報告、町にしてきて、年何回その巡視員会議をやるのか、ちょっとその辺、聞き落としてしまいましたけれども、その辺のところをもう少し詳しくお話しいただければと思いますが。

なお、20年度の決算の中では、細かい枝打ちとか間伐とか、50万ぐらいの金額でありますけれども、決算額がありましたけれども、21年度は委託料で34万8,000円、22年度で111万8,000円でしょうか、委託料。22年度のあれを見たんですが、いずれにしてもそういうことで、私が6月10日に現地調査してみた結果、ヒノキの20年ぐらいたっているんでしょうか、全くあの下はもう青い草1本生えていない状況であります。ああいうものも枝打ちをしてやればすぐ日が入って下に草が生えるんでしょうけれども。やるならやっぱり1年でも早くやったほうが木のためにはいいのかなというような感じがしたわけでありますけれども、そういうものの計画がどのように進められているのか、もう少しご説明をいただきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、巡視員の関係ですが、巡視員につきましては、定期的に年2回の会議を行っております。しかし、随時会議が必要というときはまた行っているということでございます。

また、79万円というお話がございました。獣害防止、それから下刈り等の整備の事業費でございますが、これにつきましては補助金を差し引いた額でございまして、実際は64万5,000円ほど事業費はあるわけなんです。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） それでは次に、間伐関係で、民有地の関係でありますけれども、東吾妻町は21年度の間伐の予定量の中では218ヘクタールということで、国の事業、県単事業ということで、補助公共造林、それから緊急間伐促進対策の事業、森林活性化対策の事業、森林整備加速化の事業ということで、国・県の事業それぞれ分かれていますけれども、こういう中で森林組合が中心になって、多分町の民有地については組合員さんを通じてやっているのだと思うんですが、町はこの辺のところの関与というか指導というか、そういうものは

何かあるかどうかお聞かせいただきたい。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の間伐の推進等のかかわりですか、町としてのかかわりは一応ないということで、そういうものは森林組合の組合員に対する指導ですとか、そういうもので行っております。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） かかわりというところちょっと言葉があれだったんですが、指導はないということのようであります。今、民有地も相当荒れているわけでありましてけれども、イノシシの被害が一番この町では大きいかと思うんですが、やぶが多いとやっぱりイノシシが一番絶好の場所で、里に近づいてくるという私は話を聞いたんですけれども。予算の中でいろいろしてみると、かこつけになるかどうかわかりませんが、ゴルフ場に貸している用地、それから利用税、それから個人の固定資産税、国保税、こういうもののいろいろ総合していくと、21年度で3,100万ぐらいの利用税もあるわけでありまして。土地の貸している金が800何万か町に入っている。そのほかに固定資産税、個人が貸しているゴルフ場のですね、固定資産税が町に相当入ると思うんですが。それから国保税もそれに関連して相当入るんじゃないかと。約5,000万円ぐらいは、今でもゴルフ場に関与してやっているんじゃないかということで、そういう山の関係の収入もあるわけでありまして、ぜひ里の山、個人の民地等の下刈り等こうやれば、多少なりの町から補助をすれば何かそういう検討ができるかどうかということで、ちょっとかこつけてあれなんです、お聞きしたい。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在森林施業に対する補助事業というのは、国及び県でかなりの高率の補助がなされておるとお思います。2年前までは、町としても補助残について多少の補助があったというふうに聞いておりますけれども、特に最近では、間伐に関しては森林所有者の持ち出し分がないような、そういう事業もございまして、かなり補助制度が確立をされてきたというふうなこともございます。もう一度そういうものを見直して、町として補助する必要があるものがあれば検討していきたいとお思います。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 確か今、町長答弁のとおり、先ほど私が言った公共造林や緊急関係の県単の事業、こういうものは合わせると、民有地については100%に近い間伐費用の補助は出るということだと思っておりますが、ぜひこれも町として民有地の整備にご指導いただければ

ばありがたいと思っている次第であります。

次に、やっぱり民有地の関係で、きのうちちょっといろいろ出てしまいましたんで、簡単であれなんです、北部の県産林業センターということで、県が行っておるバイオマス関係の利用の関係ですか。これを集めて一番使えない部分についてはバイオマス発電の利用にするんだということでありましてけれども、この辺のところもきのういろいろお話で議論が出ましたんで、再度になるかと思うんですが、このチップのいろいろ搬出や何かの関係、県では予定として13万トン、22年から稼働して行うという準備で、旧子持村にその施設をつくっているということでありましてけれども、こういうものが町とどういにかかわりでこれから進めていくのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 北部県産材センターでございますけれども、群馬県の森林組合連合会が今年度に約9億円ほどのお金をかけまして建設して稼働することになっております。旧子持村の白井に建設をいたします。なぜそこだということですが、利根、沼田、吾妻、それから渋川地域の木材を集めるということで、立地的にそこが一番最適だということでございます。そして、間伐等で伐採をされた木材をすべて3メートルに切るということでございます。そのうちまっすぐなものは柱材、曲がったものは合板材、集成材、それ以外のものはチップ材として扱うということでございます。ですから、すべての木材を買い取ってすべて何らかの形で売りさばくということで、森林所有者に益があるように運営していきたいということでございます。

これにつきましては、町として特にということはないんですけれども、バイオマス発電につきましてはチップ材、この北部県産材センターで買い取るチップ材につきましては、何らかの県の補助がつくというふうな方針でいると聞いておりますので、そういう面ではバイオマス発電に、また東吾妻町へUターンして持ってこれるというふうな面もあると思います。いずれにしても、こういう施設を利用して東吾妻町の森林所有者に何らかの益があればというふう考えております。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 次に、森林の体験学習の関係でありますけれども、緑の少年団ということで、町内で、学校の中であって活動しておられるということでありましてけれども、今の東地区にあるキャンプ場の中の学習棟等は、今利用状況はどんな状況なのか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 学校関係の利用ということでございますが、東吾妻町の学校関係でもキャンプ的な飯ごう炊さんを体験したりというふうなことで使っているようです。また郡外からも、夏休みには子供たちが来てキャンプをしているというふうな状況があるようです。

○議長（一場明夫君） 以上で橋爪英夫議員の質問を終わります。

---

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） 続いて、5番議員、須崎幸一議員。

5番、須崎議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

○5番（須崎幸一君） ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をいたしたいと思っております。

合併特例法のもとに、旧東村と旧吾妻町が合併して東吾妻町が誕生いたしました。もう4年がたとうといたします。住民のために安定した財政基盤の確立を図るためには、必要なことは財政の健全化の必要性を強く感じるところであります。

今ここに、町の新しいかじ取り役として、中澤新町長が誕生しました。これから、明るく元気な町づくりを推進するためにはどうするのか。新町長に対しまして、財政のことにつき質問をさせていただきます。

最初の1番目といたしまして、現在の財政状況についてでございますが、具体的に申し上げますと、合併後の地方債残高と地方交付税の推移について。また、さまざまな財政指標の結果について。集中改革プランによる経費削減による財政効果として主なものは何か。また、最後ですが、町の財政特徴としてはどのようなものが考えられるのか。

次に、現状の財政状況を踏まえ、これからの財政計画についてであります。

具体的に申し上げますと、今後の地方債発行と償還金の予定は。大きな財政負担となる事業としては何を考えているのか。財政計画を立てる場合の手順についてはどのようにするのか。住民の意見を反映し、透明性のある財政運営をするための具体策として挙げられるものは何か。

以上のことについて質問をいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 須崎議員のご質問に対しましてお答えをいたします。

現在の財政状況についてのご質問でございますけれども、第1点目の地方債残高につきましては、平成18年3月の合併時における全会計の残高は170億6,600万円でございますけれども、平成21年度末現在では165億6,300万円となり、5億300万円、割合にして3%程度減少しております。また、地方交付税の推移につきましては、合併に伴います特別交付税措置による増加などもございましたけれども、平成21年度の交付総額は29億4,400万円となり、平成18年度と比較いたしますと2億4,000万円、割合にして7.5%ほど増加しております。

2点目の財政指標でございますけれども、平成21年度決算に基づきます各種の財政指標につきましては、現在算定作業を行っておりますので、結果につきましては改めてご報告させていただきます。

3点目の集中改革プランによる財政効果でございますが、財政指数と同様に、今後平成21年度決算に基づいた比較分析を行った上で改めてご説明させていただきたいと思っております。

4点目の町財政の特徴でございますが、ご案内のとおり、将来負担比率、実質公債費比率につきましては、県下でも非常に高い水準でございます。この1番の要因といたしましては、地方債残高でございます。町では、学校、幼稚園など数多くの公共施設整備や町道、農道などの道路整備、またダム関連事業に伴っての起債事業が継続的に行われてきたことによりまして、地方債残高が多額となっております。この反面、財政調整基金につきましては、平成21年度末で7億8,500万円となり、合併時の2倍以上に増加しております。また、財政の弾力性を示します経常収支比率では、平成17年度が98.9%、平成20年度では94.3%となり、4.6ポイント改善しております。

このように、ストック指標につきましては高い水準で推移しており、短期間に改善することは困難でございますが、フロー指標につきましては順調に改善されているということが町財政の特徴と申し上げられます。

続きまして、これからの財政計画についてのご質問でございますけれども、第1点目の今後の地方債の発行と償還金の予定につきましては、平成21年度の公債費負担適正化計画の基礎資料でお示ししたとおりでございます。今後予定しております主な起債事業といたしましては、合併特例債を活用いたしまして、中学校及び給食調理場の施設統廃合事業や基金造

成事業などがございます。また、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴いまして、現在町全体の過疎計画を策定している段階であります。この計画の位置づけとなる事業につきましても、今後起債事業として実施する予定でございます。

財政運営につきましては、今後も引き続き議員の皆様方のご協力をいただきながら、できるだけ多くの町民の方々のご要望やご意見を取り入れまして、透明性のある財政運営を行っていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

町長が今言われた現状の財政状況についての認識について、もう一度お聞きしたいと思えますけれども、ほかの市町村と比較しまして地方債残高は非常に多いというふうに思っておりますけれども、合併時から比べ着実に減ってきていますが、高い数値を示しています。将来負担比率につきましても高い数値であるというふうに思っておりますが、今後実質公債費比率については、将来、来年、再来年か何かわかりませんが、10%を割る見通しが出てきたのではないかなということで、大変よいことだというふうに思っております。しかし、依然借金体質であることは変わりありません。今後まだまだ厳しい財政運営を強いられると考えますけれども、中澤町長としてどのような施策を今後講じる予定がございますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 基本的には、入りをはかって出づるを制するということが基本だというふうに考えております。行政での財政計画を立てる場合に、長期的展望に立って総合計画、実施計画をしっかりと見直しを行いながら、私が負託をされた期間は、公債費よりも起債費を抑えていきたいと考えております。議員の皆さんにおかれましても、ご指導、ご協力を賜りながら、財政の健全化、将来負担比率などの削減に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 次に、集中改革プランによる財政効果についてお答えをいただかなかったんですけれども、21年度で終了いたしました。これによります経費削減が図られたと考えておりますが、まだまだ課題も残っているというふうに認識しております。今後について、この集中改革プランにかわる新たな行財政計画を考えておられるようでしたらお答え願いたいのですが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員ご指摘のように、計画期間が終了いたしました。しかし、これからも途切れることのないように、新たな行財政計画を策定をしまいいりまして、行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、財政計画と運営についてでございますけれども、この町の財政については、大変町民の皆さん方の関心が高いものと思っております。今までの取り組みの中で、財政健全化に向けて何をすべきなのか、その道筋はできたというふうには思っているんですが、しかし、たくさんの課題も残っていることも事実であると思っております。どうか中澤町長におかれましては、その手腕を十二分に発揮して今までのことの見直しを行い、計画方針をしっかりと定めて着実に財政運営を行っていただきたい。そして、住民に対して理解と協力を求め、透明性の高いものになることを期待したいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご意見、ご期待をありがたくちょうだいをいたしまして、今後誠心誠意努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 続いて、4番議員、青柳はるみ議員。

4番、青柳委員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

○4番（青柳はるみ君） 4番、青柳です。

命を守る教育と子宮頸がんワクチン公費助成について、通告に従い、一般質問いたします。

子宮頸がんワクチンは、平成21年12月22日に国内で販売されるようになりました。認可は10月です。子宮がんには2種類あり、子宮の奥に発生する子宮体がんと頸がんがあります。

子宮頸がんとは子宮の入り口にできるがんで、HPV、ヒトパピローマウイルスが原因です。このヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に存在するどこにでもありふれたウイルスです。したがって、すべての女性が一生の間に一度は感染すると言われております。100種類以上ある中、頸がんの原因になるのは15種類ほどで、発がん性ヒトパピローマウイルスと言われております。その中でも、ヒトパピローマウイルスの頭文字、HPVですが、16型、18型が20代に高い頻度で見つかっております。免疫があり、免疫で90%は体内から自然と排出されますが、発症から5年ぐらいでがん化します。ワクチンにより73%がんの発生を削減可能です。しかし、100%を防ぐには3項目あり、1つには、10歳から14歳までの女子に予防ワクチンの接種、2つには、20歳から毎年の検診、3つには、30歳から細胞診とウイルス検査の併用の検診が必要とのことです。このウイルス検査は保険適用になりました。

町の中で30代の女性の縁談が持ち上がりましたが、頸がんを病んで今経過観察中だから赤ちゃんが産めないかもしれないと結婚をあきらめた女性がいました。女性本人の人生が変わってしまうとともに、健康なら2人、3人と子供を持てることを思うと、町にとっても少子化になり痛手だと思います。国内で1年に1万5,000人が発症し、3,500人が死亡、これは1日10人が頸がんできている計算になります。小さな子供を残して若い母親が亡くなる不幸な子を出さないために、また子供が健康でいてくれるのが一番という町の声聞き、公費助成を進める町がふえています。

茨城県大子町では、女子中学生を対象に子宮頸がんワクチンの接種費用を全額補助するための予算を盛り込んだ今年度補正予算を今月9日に可決、成立した報道がありました。今年度は全学年の生徒208人分の予算を計上、来年度以降は中学1年生が対象に、半年間に3回接種が必要で、5万1,000円を医療機関が町に直接請求する方式をとり、窓口負担はなく、早ければ8月より実施したいとの報道がありました。

また、きょうの報道では、山梨県では全市町村が公費負担となったという新聞発表がありました。産科婦人科学会でも推奨年齢は12歳としています。命の教育として取り上げ、子宮頸がんに対する認識をしていただき、今必要な施策と訴えさせていただきます。

次に、高齢者の自立支援、また障害者も含みますが、いたします。

高齢者であっても自立の意思を持ち、介護保険を利用するまでに至らない方々がこの町には多く見られます。しかし、ほとんどの人が80歳から85歳を迎えると運転免許を返納します。かといって子供たちとは別世帯で、また遠方に住んでいてふだんの生活では、ふだん世話になれない、また障害の子と自宅で暮らしている場合、親が高齢になり送迎ができないと

いう悩みも聞かれました。NPOでやっている送迎サービスも、費用の関係でそんなには利用できない。買い物は宅配サービスがありますが、自分で出かけていきたいとの声が多く聞かれます。一定のルートしか走らない福祉バスではカバーし切れない地域があり、路線バスでは採算がとれません。過疎に悩む多くの自治体で問題にしていますが、工夫している自治会もあります。

三重県玉城町では、オンデマンド方式の元気バスを昨年11月から運行させているそうです。これは東大大学院が開発したオンデマンドシステムを使った実証実験です。利用者は3日前にごみ集積場所など町内120カ所から乗車場所を指定し、コンピュータで路線を割り出し、自治会が管理する2台の乗り合いワゴン車の車載機に伝える。車は町で買い、利用者はガソリン代200円を払うものだと紹介記事が5月31日の読売新聞にありました。また、群馬太田市では、3月末まで運行していた市バスを11路線から利用者の多い2路線に縮小再編。そのかわりに4月からデマンドバスを導入したと聞きました。5月4日の上毛新聞にも紹介記事がありましたが、利用できる人は75歳以上の高齢者と障害者で、行き先は医療機関や商店街などに限定し、かかりつけの医療機関が市外でも利用できるように運行距離は片道30キロを上限とし、商店街は市内に限定し地元での消費につなげる目的もあるということです。このほか、タクシー券を配布するところもありますが、町民に合うやり方で強い意志を持って生活しておられる高齢者が車を手放しても安心な町にしなければ、年をとってもいられるところにはならないと思います。

あと数年で、男女とも免許を持っている人が多い世代が80代を迎えます。70歳代は女性も多く、60歳後半ではほとんどの人が車を運転しています。待ったなしの深刻な課題だと思いますが、どう考えておられますか。全地域一斉にということもあるでしょうが、恐れず一部地域から実験的にやってみて、想定外の町民の声があるかもしれませんが、検討しながら進めていっていいものではないでしょうか。

以上です。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員の丁寧なご説明と、そしてご質問をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、1点目の子宮頸がんワクチンでございます。

この公費助成についてであります。このワクチンは2009年10月に認可をされまして、12月より接種ができるようになりました。ワクチンの抗体価、いわゆるワクチンがきいている期間ですが、これは最低20年間ということでございます。そして最初打って、それから2カ月後、そして6カ月後、この3回の筋肉内の接種を行うということでございます。

栃木県大田原市では、対象を小学6年生の女子に全額助成を決めております。3回分で4万5,000円程度だということですので予算を計上しております。友好都市の杉並区では、平成22年度4月から新中学生を対象に全額助成を実施していると聞いております。

当町でも実施方法や実施年齢など、また財政状況等を調査検討して、おくれることなく実施できるようにしていきたいというふうに考えております。

2点目の高齢者の自立支援でございます。

これにつきまして、高齢者の足の確保につきましては、福祉バス運行が東地区で、社会福祉協議会に委託をして水曜日と木曜日に1日1往復で主に桔梗館までの運行を実施しております。なお、平成21年度実績は914人でありました。

この問題につきましては、町全体の公共交通のあり方について考えるべき問題でもございますので、今後高齢者や通学する方々の利便性の確保などを考えながら、公共交通のあり方を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

子宮頸がんワクチンにつきまして前向きな答弁をいただいたので、とてもうれしく思っております。命の教育で、小学校6年生、中学校1年生対象です、こうやって中学生向けの冊子も出ておりますが、命の教育としてやっていただきたいと思えます。関心のある親御さんは、娘さんを医療機関に自分の家で連れて行ってやっている人もいますけれども、今大変な、テレビをつけても報道の中でたびたび出てくる頸がんワクチン、前向きな答弁、ありがとうございました。

高齢者の自立支援、障害者も含むですが、みどり市が2年ぐらい前からやっているんですが、みどり市にちょっと聞いてきまして、運送会社に委託してワゴン車を路線バス、やはり空気を乗せている路線バスを廃止して、運送会社、赤城観光というところだそうですが、当日朝申し込み、8時半から受け付けるんだそうですけれども、やはり使ってみるといろんなふぐあいが生じて、考えもしなかった想定外のいろんな立場の町民の声がありまして、朝8

時半から受け付けという、運送会社が受け付けるんだそうですけれども、電話が込んで、電話が通じたころはもういっぱいですと断られたとか、そういうことがありました。また、路線バスが3,000万の赤字だったんだそうです、みどり市は。やってみると、やはり定時に走るバスがよかったという声もあったり、いろんな、やはり想像になかったものがいろいろ出てくるということで、どこの町も全国いろいろ見てみたんですが、どこの町も実験的にやっているんですね。何か始めてはまたふぐあいがしょうじてまた直すと。

それで、今言った大子町というところなんですが、読売新聞で見まして、そこで、大子町というところは、やはり東大の大学院のを使っているというんですけれども、そのコンピュータシステムがうんと高いわけです。ですから当町なんかではもう支所でできると思います。当町では5つの支所がありますが、まず一番不便なところ、坂上なんでしょうけれども、そういうところからそれぞれ、原町であっても、いろいろありますが、不便な、バスが走っていないところがありますけれども、路線バスはそのままに、自治会でやっているところというのがありましたので、そういうのができればいいななんて思いました。

また、ちょっと通告にない質問なんですが、本年4月から坂上地区の路線バスの変更を行ったんですけれども、町の負担が幾らぐらい少なくなったか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（一場明夫君） あれですかね、青柳議員に申し上げますが、通告にないということで調査がしていないようですが、答弁が必要ですか。

4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） 例えば1,000万の負担が少なくなったとしたら、あと200万ぐらい足せばデマンドが可能だと自分では計算してみたんですけれども。200万から500万ぐらい足せばできるんじゃないかという試算もあります。また町長、そういう高齢者が自立できるように、全く80、90近くても自立してしっかりと生活している方がいっぱいいらっしゃいますので、ぜひ気持ちをくんでいただいて、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） オンデマンドの方式を採用してくれないかということを行っているんじゃないですか。デマンド、もう少し経費を足すことによってそれが可能じゃないかというようなことを言っているようなんですけれども。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 今後十分に検討していきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

---

◇ 角 田 美 好 君

○議長（一場明夫君） 続いて、7番議員、角田美好議員。

7番、角田議員。

（7番 角田美好君 登壇）

○7番（角田美好君） それでは、一場議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私は、行財政改革の今後の取り組みについて、それと家畜急性伝染病に対する町の対応についての2点についてお伺いをいたします。

行財政改革について、町長は、選挙公約と思われる後援会の発行のパンフレットの中でその決意を示し、また議場の発言においても重要課題と位置づけている発言がありますので、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

まず、総合計画の中において、集中改革プランをもとに改善を目指すことが大きく記されながら、その改革プランの計画が21年度で終了してしまっています。先ほど須崎議員の質問にもあったように、改めてお伺いいたします。

今後それにかわる現状に即した新集中改革プランのような形で計画をする必要があると思います。もしそのような計画があるとするれば、どのような形になるのか内容をお知らせいただければと思います。

次に、職員の仕事に対する士気の向上及び資質の向上、適正な人員配置などについてどのように取り組むのかお伺いいたします。

また、町村合併をして5年目となりますけれども、合併効果を生かすために今後どのように効率的な町運営を図るのでしょうか。

続きまして、2点目でありますけれども、宮崎県において家畜の伝染病である口蹄疫の報道が毎日のようななされ、菅首相も日本の畜産農業にとってまさに国家的な危機と発言するなど、その病気の怖さについても皆さんご承知のとおりです。

国、関係機関、生産者において、私も生産者なんですけれども、最善の努力をしていますが、なかなか終息の気配がありません。畜産で生計を立てている畜産農家にとっては、決して対岸の火事ではないわけです。物流及び人の移動が非常に激しい現状にあるときに、いつ

何どき侵入を許してしまうか、本当に心配な日々であります。東吾妻町には、現在豚がおおよそ4万頭、牛が600頭、鶏については120万羽が飼養されております。仮にこの町の中心部で発生すれば、そのほとんどが半径10キロ以内に入り、処分の対象になってしまいます。

先ほども言いましたが、鳥インフルエンザなども含めこのように非常に伝染力が強く、生産者にとっては経済的損失、また心理的損失の大きい病気をこの地に侵入させない手だて、そしてあってはならないことでもありますけれども、万が一侵入を許してしまったときに、その対応策について、町としてどのように考えているのかお伺いをいたします。

具体的にこうした伝染力の強い病気を侵入させないために予防措置が最重要と考えますけれども、町としてどのような対応策をとられているのでしょうか。

また、今回宮崎県の伝染病の拡大について、初動対応のまずさが指摘されていることから、現段階において、当然町としては関係機関と協議した中で事前に精査された対応マニュアルができていますけれども、その協議はどのようになされているのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 角田議員のご指摘のように、集中改革プランにつきましては、行政改革大綱の具体的な取り組みを策定したものでございまして、そのもとである行政改革大綱の計画期間は平成18年度から22年度までの5カ年となっております。このため、本年度においては、行政改革大綱の重点事項に基づいた見直しや集中改革プランの未実施部分の推進を図っていきたく思っております。あわせて、新しい行政改革計画を計画年度が途切れることがないような形で策定をしていきたく思っているところでございます。その計画に沿った行財政改革を推進をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

また、職員の仕事に対する士気、資質の向上、適正な人事配置などについて、どのように取り組むかというご質問でございますけれども、職員数が減少する中、地方自治体の自立性の高度化、多様化する行政サービスに対応するため、職員一人一人の意識改革と公務遂行能力の向上を図るため、各種市町村合同研修などに参加をさせ、職員の能力や才能を十分に引き出していきたいと思っております。

また、職員の士気向上には、勤務条件の確保、そして公平性のある適材適所の人事が必要

と考えております。人員配置につきましては、住民ニーズや業務量に見合った適正な人員配置を行っていきたいと考えております。

合併効果を生かすために今後どのように効率的な町運営を図るかというご質問でございますけれども、合併による効果があらわれるまでには時間を要するものでございます。この時間がかかる期間の間に、総合計画や行財政計画などの計画に沿って、いかに効率的な運営をしたかによって合併の効果につながると考えております。今後、町民、議会、職員の皆さんの意見を聞きながら、町民のための計画の策定や見直しを行い、効率的な町の運営を図っていきたいと思っております。

次に、家畜の急性伝染病に対する町の対応についてでございます。

今回の口蹄疫に限らず、畜産業の健全な発展には各農家の自主的な日々の衛生防疫対策が重要であるとの観点から、それを支援するために町単独の家畜衛生防疫対策の補助事業を現在検討しているところでございます。

次に、対応マニュアルについてでございますけれども、国では、家畜伝染病予防法第3条の2の規定により、家畜伝染病のうち、口蹄疫、牛海綿状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザについては特定家畜伝染病防疫指針が作成されており、都道府県知事及び市町村長には、この指針に基づき家畜伝染病の発生の予防及び蔓延の防止のための措置を講ずるものとしております。また、群馬県においても国の指針に基づいた防疫指針などが策定されておりますので、町といたしましても県と連携の上、円滑な防疫体制が講じられるよう対策本部の設置や防疫マニュアルの作成などの準備を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 答弁ありがとうございました。

計画が途切れることのないように進めるというお話でしたので、具体的には集中改革プランの中には6項目が示されているわけですが、計画についてはその中身がそっくり継続されて、続くという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当面は、すべてを引き続いて遂行していきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 当然計画書としてつくっていかれるんだと思いますけれども、期間と

してはどの程度の期間を要するのでしょうか。また、具体的な計画を進めるに当たって、前回つくったプランについては執行部のみで検討され、それででき上がったものが示されたわけですが、住民自治ということを考えますと、検討段階に民間人が含まれたほうが、検討委員会というかそういう中に含まれたほうがいいんだと私は考えているんですけども、その点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（一場明夫君） ちょっと待ってください。質問の途中ですが、ちょっと休憩を入れます。

質問の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午後2時10分とします。

（午後 1時58分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

町長の答弁をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の計画期間でございますけれども、当面4年計画としたいと考えております。1年目を見直し、後の3年間で改革推進というふうに考えております。また、民間委員につきましては、今後検討の上考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 4年間の計画ということですが、早急にやはり計画を立ててほしいと思うんですけども、どの程度の期間を要するのかお伺いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、行財政改革特別委員会の皆様のご意見をいただきながらなるべく早い時期にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） わかりました。ありがとうございます。

できるだけ早く、やはり計画でありますので、つくり上げたほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、財政運営の適正化という言葉が集中改革プランに含まれておりますのでお伺いいたしますけれども、今年度予算については定例会の中でも幾度か発言がありましたけれども、同僚議員の発言の中にもありましたけれども、前町長の考え方の中でこの予算ができておるんだと思いますけれども、中澤町長の公約を進める上には、特に給食費の無料化等について早急に取り組みたいという発言もあるようですので、当然予算についても見直しは必要と考えられるわけです。この定例会においても、同僚議員の中から、事業仕分けはどうかという質問もあったように記憶しておるんですけれども、改めて事業仕分けをするというような考え方はあるのかどうかを確認したいと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 7月1日付で人事異動を行うことになっております。この人事異動終了後、その点についても十分に検討の上、前向きに進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 事業仕分けをするという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一応名称的には事業仕分けというものではないかもしれませんが、そういうスタンスでいってみたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） ぜひそうした方向で進めていただければと思います。民主党ではありませんけれども、民間も入るような形でできればベストではないかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、事務事業の再編の整理についてなんですけれども、先ほど7月1日に大幅な人事をするという発言、もう何回もあったわけなんですけれども、当然降格する職員も相当数に上るのかなという、具体的には考えられるんですけれども、その点についてはどのような形になるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今検討の真っ最中ですので、具体的には、その辺はちょっと現在触れることはできません。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 当然そのところで降格、次長、課長という体制でいくという話を伺っておりましたので、課長補佐をなくすという話でありましたので、当然そういう部分が発生するかなということでお伺いしたんですけれども、ぜひ問題が起こらないような形をお願いしておきたいと思います。

次に、定員給与の適正化についてなんですけれども、20代が本当にいないということで、この定例会においても定員、若い世代を入れるんだということでお話があったわけなんですけれども、町村合併の協議の段階では3割補充で定員管理をするということを決めてあったわけなんですけれども、集中改革プランの中で不補充で来たことが現在の、要するに問題を起こしているんだと思いますけれども、今後の補充の形についてはどのような形というか、人数というか、進めるのかお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 角田議員ご指摘のように、現在20代の職員が皆無になってくるような状況でございますので、大変不適正な年齢配分だというふうに考えられております。また、若い優秀な人がこの東吾妻町にとどまって就職することがこの町の活性化につながるということふうに考えておまして、その点からいきますと、今年度から職員を、若干名でございますけれども、採用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） やめる方の何%補充するとかという、そういう具体的な考え方は今のところないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ若干名ということで表現させていただきます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） はい、わかりました。

先ほど議会基本条例の中にも定員管理という部分については議決を要するという部分で入っておりますので、ぜひ具体的に数字を、何割補充というか、そういう部分も含めまして、

やはり示していただけるのがいいかなと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、給与についてなんですけれども、今月号の広報が配布されたわけなんですけれども、町長のごあいさつの中に、行財政改革を方向づける町長給与30%カットという文言が盛り込まれたわけなんですけれども、これからすると、やはり職員の給与についても積極的に見直すという考え方もあるのかなと推測されるわけなんですけれども、その点についてはどのような形で進めるのかお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点については、今後十分に郡内の状況等を調査いたしまして、見直しを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 具体的には、まだこれからというお考えだということでお伺いいたしました。総務委員会としても、前町長の時代に相当職員給与については、やはり平均年齢も高いんですけれども、実態としますと、民間と比べると高いというイメージがずっとつきまっておりますので、やはり早急に何らかの形で手をつけていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、2番目の口蹄疫の質問なんですけれども、具体的には都城の例を見ますと一晩のうちに処理を完了するような敏速な対応をしないと、とてもこの病気に対しては封じ込めが難しくなっているということが、現実これがわかってきている状態の中で、県を中心に対応をなされるんだと思うんですけれども、当然町も大きな人員を配置するなりのことをしなくてはならないと思うんですけれども、具体的なそういった部分までやはり計画されていないと、対応が難しいような気がするんですけれども、先ほどの答弁ですと、かなりあいまいな部分というか、まだしていないのかなというように受けとめたんですけれども、どこまで考えているのかお伺いしておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 家畜伝染病発生時対応マニュアルということで、既にでき上がっております。以上でございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） ありがとうございます。

まさしくもしものときなんですけれども、そういった対応ができるような形でぜひよろし

くお願いをいたします。

以上で質問は結構です。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で角田美好議員の質問を終わります。

---

◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 続いて、3番議員、金澤敏議員。

3番、金澤議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

○3番（金澤 敏君） では、通告に従いまして、私の一般質問を行わせていただきます。

まずは、無法な米軍機の低空飛行訓練が頻繁に我が町の上空で行われていることに関し、町民の生活の安心・安全を守る立場の自治体の長として、この事態に対しどのような見解を持っているかを伺います。

この問題は、数年前から群馬県、特に渋川市を中心に行われ、この吾妻谷にも米軍戦闘機の低空飛行訓練が行われている現状があります。私も数年前、中之条町の貴娘酒造の上空で数機が縦横に旋回し、組んずほぐれずのありさまで、1時間ばかり轟音をとどろかせている現場に居合わせました。真上で、訓練のそのさまは、いつ何どき事故でも起こらないかと恐怖を覚えたのを思い出します。

ここ一、二年は昼夜を問わず我が家の上を轟音とどろかせて飛行しています。この6月本会議初日においても音が聞こえました。昨日も、この原稿を書いている間、東西から2機が上空で交差し、また東西に飛び去る音響を聞きました。昨日の4時ごろは雲が厚く機体は見えませんでした。晴れている日はその機影がはっきりと確認できるのです。特にことしになって激しさが増し、それに伴い隣の渋川市や県都前橋市では、戦争のようだ、騒音がひどくてテレビの音が聞こえない、子供が怖がっているとの苦情が県庁に殺到しているとのこと。国に寄せられる低空飛行訓練の苦情件数の78.3%が群馬県からで、昨年1年間に北関東防衛局だけでも135件あり、ことしに入ってからはおさらひどくなっています。3月3日だけでも129件の騒音苦情が、このときの騒音レベルは100デシベル、例えるならばガード下で電車が上を通過したときと同程度の騒音だったということです。当然苦情は殺到し、県庁や役所に電話をしたがつながらなかったとの声を多く聞きました。いかにひどい

状態だったかが想像できます。

このようなことに関し、前橋市長は、大変遺憾で、市民の不安を解消するために県や防衛事務所に現状を伝え中止を要請しているが、改善されないと答えています。このように、前橋市長は自治体の長として毅然と要請を行っています。当町の上空でも頻繁に飛行している。このことに関しては当然皆さんもご承知だとは思いますが、私も町民から、あの騒音は何とかならないのかとの声を少なからず聞いております。まず伺いますが、これまでにそのような騒音に対する県や国に対し要請等をしたことがあるのでしょうか。なければ、中澤町長はこのことについて、県や国、防衛省なんでしょうけれども、に要請や抗議を行う考えがあるのか、そのことについてまず認識や意見を伺いたいと思います。

北関東防衛局もアメリカ側に文書で要請をしていることですが、一向に改まらず、同じことを繰り返している。アメリカ軍の基地がない群馬県ですらこのような現状ですから、とても独立国家とはいえず、日本全体が沖縄化していると思えないのがこの状態だと思います。このことについても町長の認識を伺います。

沖縄県の普天間基地移転問題と傍若無人の低空飛行訓練は、大もとは同じで、例えは悪いですが、雇った用心棒が思いやり予算等の手当をふんだんにもらえ、待遇もどの家よりもよい、自分の家に帰ってもうさん臭がられるので、帰らずにそのうち、その家の雇い主を脅かして好き勝手に振る舞っている、このような凶としか見えません。つい先ごろも、普天間基地移転は辺野古沿岸案で日米合意すると鳩山元首相は宣言したことで、日本国民の怒りの前に退陣せざるを得なかったわけです。後任の菅首相も日米合意を引き継ぐということで、戦後65年続いている他国の軍隊駐留が、これでは未来永劫居座り続けていく、このような事態を歴代の日本政府自身が推進している。国民、沖縄県民の願いをないがしろにして、アメリカ言いなりになっている。これは本当に異常な事態だと思っております。この点についても、町長の見解や認識を伺いたいと思います。

2つ目の質問ですが、さきの3月議会でやっと当町も再び核兵器廃絶平和の町宣言を行いました。世界に目を向ければ、核不拡散再検討会議、NPTの5月28日最終日に全会一致で核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍縮撤廃に関する行動計画に取り組むことで合意いたしました。これでまた一步、世界は具体的に核兵器のない世界に向けた平和の取り組みを前進させたということになります。

当町も宣言を行ったその後が重要だと考えております。平和に対する態度を今度具体的にどのように内外に発信していくのか。特に町民に対してどのように宣言の精神を理解してい

ただくのか、具体的に事例を示してお答え願いたいと思います。あわせて、全体的にこの核兵器廃絶問題についての町長の見解を伺いたいと思います。

以上、私の質問といたします。簡潔及び具体的にお答えを願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） ただいま金澤議員からご丁寧なご説明とご質問をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、お答えをいたします。

金澤議員ご指摘の米軍機の低空飛行による騒音につきましては、住民生活の安全・安心を守る立場として深刻な問題であり、まことに遺憾であるというふう考えております。県が公表いたしました米軍機の飛行騒音に係る苦情の状況は、平成20年度で326件、平成21年度は、22年2月23日までで196件というふうになっております。これに対し、群馬県ではことしの2月22日に外務省、防衛省、在日米大使館、在日米軍司令部への要請活動を実施したとこのことでございます。東吾妻町町内で係る事態が発生した場合には、関係機関へ抗議、要請行動など、適切な対応を実施していきたいと考えております。

次に、日本全土が沖縄化していると思えない。沖縄県の基地問題における日本政府の姿勢についてという問題につきましては、金澤議員のおっしゃることは理解できるわけでございます。しかし、地方の首長としては、国政の動向を今後見守っていききたいというふう考えておるわけでございます。

次に、核兵器廃絶平和の町につきましては、今後改めてことしの第1回定例会において宣言を採択いただいたところであります。議会広報への掲載や役場前の広告塔の設置などにより、町民への周知を図ったところでございます。平和に対するそういった考え、態度を今後どのように具体的に内外に発信していくかということにつきましては、今後また検討していきたいというふう考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、核兵器を廃絶して恒久平和を実現することは、人類共通の願いでございます。町民一人一人が家庭、地域、教育の場などにおいて、日本国憲法の平和主義の原則に基づいて平和を求める心を養う努力をしていくことが大事だというふう考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） はい、わかりました。

こういう低空飛行問題が既に起きているというのが私の中の認識だったんですけども、今の町長発言を聞きますと、そういう事態になったら抗議、要請をするということなので、町長はまだ低空飛行訓練がこの地域で行われていないという認識になっているんだと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長に申し上げますが、なるべくスピーディーに答弁ができるように努力をしていただきたいと思います。ちょっと時間がかかり過ぎだと思えますので。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 申しわけございません。

既にですね、町民から上空を自衛隊機が飛行したというふうな、低空飛行をしたというふうな情報やら、実際に米軍と指摘した例はまだちょっとないようなんですが、一応自衛隊機等が低空飛行をしたというふうな情報は何件か来ているようでございます。米軍機が頻繁に飛来をして町民に影響を及ぼすような事態になりましたら、防衛施設庁、群馬県ですと前橋市防衛事務所というのがございます。こういうものを經由して要請行動等をやっていききたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 戦闘機に関しては、自衛隊機はここは飛んでいないということで、米軍機だということははっきりしております。ほとんどの住民は、この北毛地域というか、群馬県全域なんですけれども、飛んでいる戦闘機が米軍機だという認識がないというところも1つ問題があるところなんですけれども、もう厚木、横田から飛び立った最新鋭機がこの山間地域で、特に夜間訓練、アフガンとかイラクに行つて攻撃するための夜間訓練をメインにしているんだということは私どもは情報をつかんでおるんですけども、本当に、本来ならばちゃんと高度がしっかり航空法で決まっているんですけども、自衛隊はそれを多少しっかり守って、訓練区域はほとんど海上のほうで行うということになっているらしいです。ただ、アメリカ軍だけは航空法を全然無視して低空で飛び回ることになっておるものですから、きっとこの町に抗議が来ている、自衛隊機が飛んでいるという情報は、全部アメリカ軍機だと思います。それがどのくらいの件数が来て、それを受けてどのような対応をとったかをちょっとお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 資料によりますと、これには自衛隊機というふうな表現なわけでございますけれども、金澤議員によりますと、これが米軍機であるということでございます。これにつきましては3件ございます。これについて自衛隊、あるいは防衛施設庁、防衛事務所等に問い合わせをしたというふうなことはございません。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） していないということなんですけれども、町民からそういう意見がどうか、抗議電話等があったということがあれば、それに対応するというのが本来行政の果たす役割だと思います。私も上空で米軍機がすごい勢いで飛び回っているということを一度も抗議に、この役場にすることもないので、我慢しているというのが本来の姿なんで、ほかの町民もきっと我慢しているんだと思います。ですから、しっかりとその連絡をよこした人の意見はしっかりと聞いて、今言ったような防衛施設庁とかに、あと県でもいいですから、しっかりとその抗議の声を伝えていただきたいと思います。その点に関して、今後そのようにしていただけるかどうか、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 申しわけございません。資料の見方がちょっと不備でございました。連絡を受けて、この点につきましては、陸上自衛隊12旅団のほうへ苦情伝達をしているということでございます。今後もそのようなことがございましたら、早急に自衛隊、それから防衛施設庁等に問い合わせ、連絡をしたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） そのことに関してはしっかりと対応していただきたいと思います。

それで、今その普天間基地問題に関して私が質問したときに、一地方自治体が国の政策に対してということで、見守っていききたいというようなことだったんですけれども、どんどん一地方自治体でも意見を述べて、特に平和のことに関してや、特に住民の安心・安全なことに関しては発信していってほしいと思うんですよね。これだけ傍若無人にこの、本来ならば主権国である日本の上を他国の軍隊が飛び回っているということ自体が異常だということ、どれだけ本当に理解しているのかなと、今ちょっと頭をかしげているところなんですけれども、その点に関してもう一度町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、首長としてさまざまな意見がある中で、軽率な

発言なり行動というのはできないなという考えでありますので、そういう点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） じゃ2つ目の質問のほうに移りますけれども、核兵器廃絶平和の町宣言を行ったと。じゃその後何をやったかという、広報に掲載したと。あと、その町庁舎の前に立っている看板に関しては、前町長は、あそこを書いてあるからこんな宣言しなくてもいいじゃないかというように最初から書かれていたんですね。だから、私がもっと具体的に何をじゃ、この宣言を行った後に内外に発信したり、特に町民の方にその宣言の理念を伝えていくのかということをお聞きしているんですけども、広報の掲載、ちょっとそれは具体的に私は聞きたかった答えとは違うんで、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 我が国は世界で唯一の被爆国でございます、広島、長崎の悲惨な体験、こういうものは二度と起こしてはならないというふうに考えております。その趣旨につきまして、町民に広く周知をするというふうな件につきましては、十分今後も検討したいと思っておりますけれども、特に戦争体験をした方がこの東吾妻町に何人存命でいらっしゃるかというふうなこともありますけれども、そういう方々の手記なり体験というものを書いていただいて広報に載せて、それに絡めてその平和について訴えていくというふうなことも考えられるというふうに思います。その点については十分またよく考えまして対応していきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 通告要旨の中でも具体的に事例を示してもらいたいと書いてありましたので期待しておりましたけれども、ちょっとまだこれからだということなので、じゃ今後の対応をしっかりと見守っていきますので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 最後、答弁はいいですか。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

◇ 大 図 広 海 君

○議長（一場明夫君） 続いて、9番議員、大図広海議員。

9番、大図議員。

（9番 大図広海君 登壇）

○9番（大図広海君） 予定外に議事が進行しまして、どたばたとまとめましたので、本題からかなり外れると思いますが。

先ほど町長の答弁の中で憲法という話が出てきました。そこで私、思い当たったんですが、「すべて国民は、法の下に平等であって、」とした憲法第14条と、もう一つが、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とした同30条という部分を念頭に考えると、当然ながら自然人のみならず法人を含めて国民という表記になっているやに思われるところであります。

一方、地方自治法第2条によれば、地方公共団体は法人とすると規定されておりますので、地方公共団体といえども他の法人や自然人と同様に法の支配下にあり、かつ、ここが問題です、法の下に平等でなくてはなりません。

本日町政一般質問の機会を得ましたので、純朴な納税者の目線から見た国有資産等所在地交付金法の運用実態を事例として挙げ、一問一答方式に準じ、行ってまいります。

すみません、蛇足になりますが、ついでするので、憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。町長がこれをどうとらえているか、非常に疑問に思っている節があります。なかんずく、有権者の負託にこたえとした地方自治の原則を踏まえ、真摯な答弁を望むところであります。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 大図議員の通告書に基づきまして、ご答弁をさせていただきます。

国有資産等所在市町村交付金は固定資産税にかわるものであり、実質的には固定資産税と同様に観念されるべき性格のものでございます。しかしながら、現行の地方税法とは別個の法律として制度化されているため、地方税法の中でいう固定資産税に関する部分の規定の適用がないことはもちろんのこと、地方税一般に適用される通則的規定は設けられておりません。そのため、交付金制度の運用については、必ずしも固定資産税と同一に取り扱うことができない点もあります。これは、市町村交付金を交付する国及び地方公共団体は、法に基づ

き法に従って行政を執行していることにかんがみ、固定資産所在市町村との間の相互の信頼と協調を基調としてこの制度が円滑に運用されるべき性格のものであるためです。

では、当町の運用実態はどうかと申しますと、市町村交付金の客体になるかどうかという法律解釈において、議員にも資料として提出してありますとおり、平成20年4月24日付の総務省自治税務局固定資産税課交付金係の見解により、公共の用に供している施設ではあるが、その利用の実態は一般旅館、ホテル等の宿泊施設と同様の実態であり、また当該宿泊施設と所在市町村の受益関係も課税客体となっている類似の固定資産と同様であると考え、したがって、法の趣旨から判断して市町村交付金の客体として取り扱うことが適正であると結論づけられました。

この見解を受けて、平成20年10月3日付で、杉並区、板橋区の両自治体に対して市町村交付金の客体となる旨の文書を発送し、平成21年度課税に向けて11月30日までに財産台帳に登載された価格の通知を求めてきました。その後の経過につきましては、大図議員もご承知のとおり、板橋区においては平成21年度から交付金の交付をいただき、杉並区については友好交流自治体ということで、過去の経緯などかんがみながら調整を図り、交付されるよう進めてまいりました。その結果、杉並区においても交付される見込みが立ってきている状況にあります。

次に、地方自治法第236条が適用された後の措置についてということですが、市町村交付金は自治法でいう金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利であります。5カ年の消滅時効が適用され、時効の援用は要せず、また時効による利益を放棄できないということになっております。また、市町村交付金法の趣旨から考えれば、平成14年4月以降の普通財産としてのコニファーいわびつは、法第2条第1項第1号に定める貸付資産の使用となるため、交流自治体として市町村交付金について協議をしなければならなかったと判断をされます。しかし、前述しましたように、市町村交付金法の趣旨の1つには、自治体間の相互の信頼と協調を基調に成り立つ法律でもございます。今後は、友好交流自治体という立場、法を尊重するという立場をお互いにしんしゃくしながら、よりよい結論を導き出していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 質問していないことまで答えていただいて、役人が書いた作文を朗読したと表現したほうが正しいのでしょうか。

一問一答でいきます。

そうしますと、当町にも膨大な国有地があります。当然に国からも交付金が入っています。この国からの交付金、請求書のもとになるところの台帳価格の通知、この記載がこれで正しいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 財産台帳価格、これが正確であるというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だとすれば私が取り上げないんです。よろしいですか、監督署の管内で東吾妻町の国有地というのが7,500ヘクタールちょっとあります。それで、この通知書に書かれている面積が約7,200ヘクタールです。分収育林等もあるのでそういうことになるかと思えます。それで、この記載された金額はすべて森林面積。1行で済んでいます。ということは、国有地の中に森林以外はないということなんです。ところで、皆さんご存じのように榛名湖ふれあいの郷があります。ここについての課税がそうするとなされていないということになります。その認識がありますか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 榛名湖ふれあいの郷というものがございます。これが国有林内に区画をしましておるわけなんです、別荘地でございますけれども、これにつきましては別枠で評価額が出ております。ですから、その額を含めた形の台帳価格というふうになっておると思えます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でも提示された資料によりますと、この両者についての相違が把握はできない。1行で森林7,200ヘクタール、交付金額が1,200万ちょっとというような形になっていますので、本当にこの中にふれあいの郷の部分がもし内在されるとすれば、その計算根拠をどうぞ、すみません、どういった根拠でその査定がなされたか。面積、単価を出してください。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午後3時10分とします。

(午後 3時00分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 3時10分）

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

町長の答弁をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 榛名湖ふれあいの郷の件につきましては、これは別荘地として表現をしているようでございますけれども、これは私見でございますけれども、一応森林としての扱いを受ける伐採にとどめて、森林として一括して取り扱っているというふうに考えているんじゃないかと思えます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 法律の範囲内で町長の答えるところはせいぜいそこまでなのでしょう。

先ほどちょっと休み時間に税務課長とその部分で話しました。事務局の判断にも決定的な瑕疵があります。この交付金決定通知書の中には、法第2条第1項第3号のときとあります。これが、第3号は国有林野の件に関する法律、ずっと来ています。私が問題としているのは、同法第2条第1項第1号の土地、これなんですね。所有する国など地方公共団体の以外のものが使用している固定資産なんです。扱いが違うんです。

この通知書の中には第3号の記載しかありませんので、これが国有林野。私が問題としているところの、このふれあいの郷の81区画、総面積で約8万4,000平米あります。ここのところに問題があるという。なぜかという、国以外の者が利用しているんです。どういう形で、賃貸という形。権利金を1区画平均約400万円払ってあります。そのほかにも毎年賃貸料が発生しております。ということになってきますと、契約書のひな形を見ますと、いいですか、立ち木についても立木補償でお金を払います。そうすると立派にこれは第2条第1項第1号の適用対象の土地なんです。その評価は幾らになるやということになりますと、毎年払っている賃貸料を権利金を払った部分の資産価値のうち、権利金で買い取った部分以外の資産価値の賃貸料と考えざるを得ません。総額いたしますと81区画で4億3,600万円になります。これが台帳価格です、お客から金を取っているんですから。その交付金額が

1.4%で計算しますと610万円余になるんです。だから1,200万円の上にこれが足されないとだめなんです。これが正しい理解だと思います。

そういった請求行為を起こす用意があるや、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その件につきましては、私の認識もまだなく、調査もしておりませんので、今後検討していきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 「ケントウ」はボクシングジムに任せておくと、従前から言っておるところであります。即行動がある、なぜ。入りをはかると言いましたね。先ほども言っていました。法のもとの平等。まじめに納税した東吾妻の住民に対して何と申し開きをするんですか。ちなみに、この平米当たり4,000円、1区画大体1,000平米が多いんですが、その中で年間賃貸料というものが発生します。3年間一括払いです。割り振りますと交付金相当額になるんです、ざっと計算すると。すなわち、お客さんから税額相当をもう既に収入済みであると。そのほかに管理費を与えます。管理費は1区画15万円程度取ってあります。だとしたら何も問題ない。

そういったことについて着目して請求行為を起こさなかった予算、交付金の交付要求をしなかった。この部分に役人として瑕疵がある。相手が国だから、信頼関係で成り立っているから、よく町長はそういう発言をします。私は今まで3回聞きました。信頼に値する相手であるかどうか、確認しておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、大変いい情報をいただいたということで、今後よくそこについては精査をしていきたいというふうに思っております。

それから、国・県、それから市町村、これにつきましては、もう何といても信頼と協調関係がなければすべてのことがなし得ないと思いますので、その点についてはご認識をぜひお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 信頼は相互の義務を果たす。まずそこからスタートなんだと思いますよ、いいですか。この交付金法でいきますと、いいですね、第2条で国有資産等所在地交付金を交付すると。これは3月にも触れましたが、強行規定なんです。交付しなければならないという書き方なんです。この義務を履行していない自治体がある、あるいは国がある。こ

それを相互信頼の中でこの関係が成り立っていると断定をした言い方があった。訂正する用意がありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 信頼の中で新しい問題が発生したら、お互いに協議をしていくというのが姿勢だというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 問題はいつから発生したかという、平成14年、対杉並に対して言う、とそういうことになります。ふれあいの郷でいうともう少し古い。これが平成7年だったかに計画が始まって8年で着工したか、恐らくそのぐらいの話なんです。

要は、町の職員がそういった知識を持ち合わせてきちきちと物事を消化していく、そこに尽きるのかと思います。ただし、ここなんですね、この自治体がそういった脱法行為をするということが前提としてないので、なかなか罰則規定もない。当然に台帳価格の通知は行われなくても、それに対して請求行為が起きない。なぜかという、法18条によりますと、閲覧請求はできる。当然に対象の自治体に対して、あるいは国に対してもこれを拒む権利を、正当な理由なくしてとありますが、拒めないことになっている。そうすると、こういった行為を今までやった経験がない。私の調査ではそうになっています。それも信頼関係の上ですか、伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それもよく調べてみないとわかりませんが、そういう認識がなかったのかどうかというふうなことにもなるかと思えます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そういう表現が正しいんでしょうね。

それで平成20年になって、その前段で県で問い合わせる、自治省に問い合わせると、どうも答えが出たらしい。でもよくよく考えると、事例を杉並の事例に当てれば、コニファーに当てれば、杉並区の利用、いわゆる行政目的のものであるならば、当然にこれは公の施設としての条例化がなされていなければいけない。ここに決定的な要件がある。これが一般財産になって貸し付けになった。そうすると公の施設の条例が外れてあるだろう。調査の結果は果たしてそうになっています。平成14年当時からそういった行為を起こす責務が職員にあった。職員を統括する首長にそれがあった。その注意義務を怠り、漫然と従前主義に陥りなんですね、交付請求を怠った責任がある。このことについてどう処理をしますかということです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ここで性急にお答えを出すわけにはまいりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でも我々が納税を拒否すると大変な問題です。地方税はなかなか懲役という実例はないんですが、国税になりますと逮捕されて投獄されます。そういった強制徴収を経た事案です。

ところで自治体間のこの交付金、住民目線から見ると、先ほど言いました、純朴なと形容詞が付きましたが、私、まさにその純朴なんです。不思議だなと思うんです。これで納税意欲がわきますでしょうか。新町長が、いいですか、財政改革、行政改革というなら、そういったところもまず第一に実行する。相手方は、何ていいですか、豊かな対象なんです。我々とは違うんです。ちなみに杉並区の人口は53万人ほどいます。大変なもんなんです。鳥取県より多いんです。そういった中で、理路整然と物事が書かれれば、相手は納得することができるんでしょう。その行為を行うや否やということなんです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 杉並区に関しては、既に協議等を実行しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 協議というのはこれからの交付金のことについてです。それは当然やらなくてはいけないことなんです。過去の分をどうやって清算するかということなんです。

ところで、この交付金法は、そういった部分について前提がないんで書かれていないんです。先ほど言った自治法236条の話についても、いいですか、交付請求をした団体から債権として発生する。請求行為を起こさなければ債権にならない。これが1つの考え方かと思えます。だとすると、時効の云々を言う部分を持たない。いいですか、残る道は1つ。請求行為を起こさなかった執行責任、ここについて過失があったということで、過失の補てんを請求する。これが今あなたに課せられた任務かと思えます。その認識があるや否や伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、資料等で認識しております。今後の検討課題だというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 検討課題というよりは、しなければいけないんでしょうね。あなたがまたその請求行為を起こさなかった場合に、起こさなかったことによってこの損害賠償請求権、3年で時効になりますので、いいですか、あなたの無作為による作為がその事態を引き起こしたとって、あなた自体がこの責務対象になるという、そこまで覚悟しなくてはいけないということになると思います。

でも、ここでもう一つ問題があります。方向性を変えます。質問をしないうちから答弁をいただいていますので、その問題に触れますが、ふれあい公社が今杉並を使用貸借という形で借り受けています。幾ら使用貸借という約定が入っていても、ここなんですね、税相当分は請求ができるとした判例、私、承知しております。今後そういった事態が起こるかもしれません。その場合の対処というのはどうなりますか、伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それは今後の協議によりたいと思います。

○9番（大図広海君） 何も返事が返ってきてないということは……

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） すみません。

信頼関係で解決しますと言うかと思っていました。信頼関係だからそこは請求しないでくださいよと。だけれども杉並区にも議会はありますので、当然そういうことにはならないと思います。では、ここで提案なんですけど、いいですか、税相当額も負担ができないようなふれあい公社のあり方は、事態の改善はなかなか期待できない。きれいに撤退して民間事業者に任す。それは都内の優秀な企業、幾らでもあると思います。それで営業係数が上がり、収支が整い、入り込み客がふえる、したがって従業員数も町内の消費も盛んになる。もう一つ、交付金の部分についても物議を醸さない。そちらの選択のほうが今の東吾妻にはベターかと思いますが、その選択肢はあるや否や伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それもさまざまな幾つかの選択肢の中の1つだというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 1点、そうすると、方向性を変えます。

同じ状況なんです。たまたまこれは町内にある物件です。だから交付金の対象ではないんですが、同じような賃貸条件の中で、榛名吾妻荘が指定管理者といいながら実質使用貸借の

ような形で行われております。少なくともこの事業者に対して税相当分、かなりのものになると思いますよ。敷地と建物に対して負担してもらう。これがやっぱり純朴な納税者から見ると当然だろうと思われるところがあるんです。そちらの方向性に向けて検討するや否や、用意があるか否や伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 指定管理者としての契約が済んでおりますので、その中にはそういうふうな事項は入っておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

○9番（大岡広海君） そういった記載がありますかと聞かれたら今のが答えです。いいですか、それを承知して何うんです。

納税者目線から見ればということです。そういったことが正しい処置なんでしょうねと、今後そういう改善する用意がありますかと聞いているんです。理解できましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきまして、指定管理者のあり方、県内の状況、十分に調査をいたしまして判断をしていきたいと思えます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○9番（大岡広海君） じゃ最後に。

○議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

○9番（大岡広海君） 最後になりますが、板橋は既に実行段階に来ているという話ですが、交付金の請求が毎年4月30日までに行うということになっています。町長の任期の中に入っていますので、確認しておきます。杉並に対して今年度分の交付金請求は行っていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ行っておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

○9番（大岡広海君） そうすると、6月30日までに交付金を請求するといったこの法第12条、これはまだ履行されないということになります。今話し合っておりますというのも、それが実現しない。なぜかという、平成14年以来は客体としてそこに存在していると、この事実は認識していると。当然に杉並の担当者もそれはわかっていると思えます。なぜいまだにこれが実現しないのか。原因はどこにあるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在交付への実現に向かってお互いに協議中でございます。今までの原因につきましては私もよく存じておりませんが、交付客体としてなるように、今後真剣に取り組んでいきたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 時間がないのではしよりますが、交付客体になるように取り組む、そうじゃないんです。交付客体にはもう既になっているんです。最低線で平成14年以来は公の施設としての条例が廃止されている。これをもってして完璧に交付客体、にもかかわらずまだその交付が実現していない。原因はどこですかと聞いているんです。あなたの努力を聞くんじゃないんです。今までそれが実現しなかった原因はどこなんですか。把握しなければ、その原因がきちっと抑えられなければ、協議も進展しないでしょう。いいですか、どこが原因だったんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在の私の認識ではちょっとその原因をお答えできるような状況にはございません。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 一説によりますと、取り付け道路の問題がかなりハードルが高くなっている。現場に行ってみますと、やはりそれはうなずける部分があるんです。その認識に間違いがありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうふうに言う方もいらっしゃいますけれども、そこまで確定できるような認識の仕方はちょっとできない状況でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でも資料によると、A工区、B工区、C工区に分けてそれぞれ分担される。A工区とB工区、一番上と一番下です。これは杉並の負担100%ということで事業が完了して、役場が事業主体となってその費用の部分について既に杉並区は収入済みです。残ったB工区、長さが1.6キロほどあります。これが手つかずになっている。どうもその辺に原因があるらしい。としたら、この交付金を払わないとした杉並区の行動に対して、町長は信頼関係の上ですからと、それを許す準備があるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君）　そういう悲観的なお話がかなり出ておりますけれども、現在の状況は、前向きに着実に進んでおる状況であるというふうに考えております。

○議長（一場明夫君）　9番、大図議員。

○9番（大図広海君）　道路の問題がとやかくいうんじゃないで、この法でいえば、いいですか、台帳価格の部分についての交付金を交付するという規定、強行規定になっていますから。信頼関係じゃなくて、取り付け道路の完了じゃなくて、やっぱりそれは着実に履行する。法を守ることによって信頼関係が構築されていく。今の段階でいうと、いいですか、先ほどの吾妻大橋の負担金の話もそうでした。これは信頼関係じゃないです。力関係で押し切られているという表現が正しいのかと思います。そこの部分について、理性的にどんどん理詰めできないと、吾妻は戦うすべを持たない。力関係でいったらなかなか難しい。群馬県200万人、執行予算が例年だと八千何百億円、東吾妻は80億円ですか。杉並53万人。こういった力関係の中で押し切られる、この現状認識、どうやってこれを打破するか。先ほど同僚議員も言うておりましたけれども、職員のスキルアップ、これに尽きるかと思います。そういった認識をお持ちでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　大変前向きなよいご意見をいただきまして、ありがとうございます。

　　今後は県とか杉並区との関係でございますが、すべてが力関係で行われておるというふうな、そういう認識を私は持っておりません。やはり協調、それから信頼というものも大変に重要なものでございますので、そういうものを含めましてこれから取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君）　9番、大図議員。

○9番（大図広海君）　やめようかと思っていたんですけども、最後にそういった総論的なことがくると、協調、信頼、それですべてが終わるかです。なかなか難しいんだと思いますよ、先ほどのあの台帳の答弁のように。地方税法とは違うんだ。当然にこの法律は罰則規定はないです。なぜかという、自治体が違法行為をするという前提で書かれていないからです。でも、ここのところに厳然とした強行規定だと。交付するというこの文書に対して、あるいは価格を通知するという文書に対して、法に対して、何らその行動が起きていない。信頼するに足る相手じゃないということですよ。農林水産省まで含めてそういうことになります。それは、ふれあいの郷は民間が使う別荘地として開発して8万4,000平米の土地がそこにある。お客から料金ももらっている。これに対して宅地並みの評価を得て、それに交付金

がちやんと算定をされるということが正しい行い方なんでしょう。国が信頼に値しないのか、担当者が信頼に値しなかったのか、まあまあ判断の分かれるところでありましょう。恐らくは後者なんでしょうけれども、だとすると、ここなんですよ、もう一点。そういった事態を看破した東吾妻の担当者、それともう一つが、それを指揮監督する執行権者、これは当時のですよ。信頼に値しない人間だったなんて言うてはいけない。その事態を把握してそれをどう是正するか。その発言がなかなかちゅうちょしている今の執行権者、あなたです。信頼に値すると思いますか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ここで即答できる内容ではございませんので、今後は前向きにやっていきたいと思えます。

○9番（大図広海君） はい、結構です。

○議長（一場明夫君） 以上で大図広海議員の質問を終わります。

---

◇ 上 田 智 君

○議長（一場明夫君） 続いて11番議員、上田智議員。

11番、上田議員。

（11番 上田 智君 登壇）

○11番（上田 智君） いよいよ私が最後ということでございますが、若干時間をいただきまして、質問をさせていただきます。

今回は細部にわたる方針をただすというところまではまいりませんが、今後行政運営を推進していくための問題提起としてとらえられていただければというふうに思っています。

そんな中で、町政運営についてを質問させていただきます。

さきの町長選挙において、町政に対する人心一新を挙げ、各分野における施策を公約されておりますが、町政のかじ取りをゆだねられた以上、財政事情により直面する諸事業等においては困難な課題も多々あると思われます。しかしながら、早期公約実現に向け、町長、職員各位の英知を終結し、精力的かつ迅速に推進されることを願望いたします。

なお、議会としては事前協議等をなされた場合には当然意見、助言等はいたしますが、あ

くまでも提案者は執行側でありますので、議会としては案件内容を議論をし、結果は是々非々で臨みたいと思います。その立場で対応されていきますので、答弁等についても信義誠実に責任観念を持って行政をつかさどっていくよう申し添えておきたいと思います。

それでは、前町政で先送りされてきました課題等も含め、大事な1年目としてどのように施策を講じていくのか、5点ほど方針を伺いたいと思います。

まず第1点でございますが、財政健全化での人件費抑制対策。

財政事情は依然として厳しく、就任早々に給与を30%削減を実施されたことは、大変評価されるものであります。前町政において議論されてまいりました職員等の報酬抑制対策、これにつきましては、業務運営上、不適切な逆ピラミッド状の職員形態の中にあつて、難しい問題と思われまふ。どのような改善策を持ち合わせているのか、示していただければと思つております。

第2点目、福祉施策でございます。

現在子育て支援等を主眼に事業展開が図られ、高齢者対策や医療対策等が町民目線から見て蚊帳の外に置かれているという声が多々あります。特に限界集落化が進行している高齢者対策について、2番目に、地域中核病院機能を持ち合せながら医師不足とのことで、診療科目が休止されるなどで事態は深刻で、安心して暮らせる町づくりにとって、また人口増を目指す上で最重要課題として早期に取り組む必要があり、何らかの対策を講じていく必要があると思つていますが、施策等がありましたら聞かせていただきたいと思つております。

3番目に、教育施策でございます。

1番では、中学校統合についてでございます。合併後4年が経過した間、何ら施策を講じることなく先送りされ、大変残念ですが、今後生徒数の減少傾向により、複式学級ともなりかねない状況下、早期に統合すべきと思つるが、いかがでしょうか。

2番目に、給食費の無料化に伴う財源確保についてでございます。現在非常に厳しい予算内でどのように財源確保をしていくのか。また、給食材料等を地産地消対策として考えているようでございますが、生産者側の高齢化、安定供給の確保等についてはどのような施策を持ち合わせているのか。また、同僚議員からも質問がありましたが、財源確保に向け、現行予算内での事業仕分け等にて見直す方法等も考えられると思つていますが、施策がありましたらお伺いをしたいと思つております。

4番目でございますが、ダム関連による天狗の湯の運営費の確保等について。

天狗の湯については、今年度から運営されました。今後の維持、運営費等の課題がある現

段階では、国・県との協議が中断されているようですが、現状内容を聞きたい。また、関連施設は現状維持、廃止、民間委託等を考えられますが、どのように対応していくのか、料金形態のあり方もあわせて、3施設等がある当町について伺いをしたいと思います。

5番目でございますが、雇用促進での企業誘致に向けた町の姿勢でございます。

企業誘致については、先輩諸氏が町の未来を見据えて実行してきた企業誘致は、町の財源を潤し、住民が安定して生活が営めるよう努力され、現在の町が維持されてきたといっても過言ではないというふうに私は思います。しかしながら、近年、町の対応は誘致内容を放棄しているがごとく、積極性に欠けているように思われます。そこで、当町大手企業では、経営拡大による60名ほどの雇用が必要だというような朗報も聞こえてくる今日でございますが、現在経済が低迷しているときこそ積極的に在住者雇用促進に向け、企業への積極的な働きをすべきものと思いますが、この辺についてもお伺いをいたします。

以上、5点ほどお伺いをいたしますが、よろしく願いいたします。

なお、前段に申し上げましたが、すぐに早々結論が出るわけではございませんので、こういったものも参考にさせていただいて、今後の行政運営等に取り計らいをしていただければという切に要望してお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、上田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の財政健全化での人件費抑制対策につきましては、財政運営に与えた影響としては、職員の退職不補充等による減少により、人件費の抑制効果で町債残高を減少させることができました。現在一般職員については、県内唯一減給補償額の70%を削減して給与抑制を行っております。今後につきましては、職員の資質向上を図り、退職者の補充についても必要最小限として、人件費の抑制に努めてまいりたいと思っております。また、住民サービスの向上と効率かつ効果的な行財政運営を目指してまいります。

次に、福祉施策についての限界集落化が進行している高齢者対策につきましては、民生委員・児童委員協議会が6月1日、現在の老人の独居世帯や高齢者世帯の調査を実施しております。今後ますますこれらの世帯は増加していくものと思われまます。一部ではあります、民生委員と区役員が中心となって、高齢者世帯の見回りを実施している地区も出てきております。町といたしましても、今後、地区役員等の協力を得ながら、安心して暮らせる町づく

りに努力していく所存でございます。

地域中核病院の診療科目の休止であります、これは全国的問題でもあり、大変深刻な問題ととらえております。6月21日に開催される吾妻地域市町村懇談会に地域医療体制の確保と充実について、県へ要望することとしております。また、原町赤十字病院とも連携をとりながら、群馬大学医学部への陳情、要望行動を行いながら、診療科目の復活、充実を図っていきたいと考えております。

次に、中学校の統合についてでございますけれども、上田議員ご質問のとおり、今後の生徒数の減少や将来的に複式学級も想定される現状を見ると、中学校5校の統合について検討する必要性は認識しております。しかしながら、中学校統合は東吾妻町の教育体制の根幹をなす大きな問題でございます。慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

保護者、地域の皆様方のご理解をいただくために、教育課において昨年の6月に実施したアンケートの回答及び記述してくださった内容を踏まえて、回答者の方々の中で要望があった統合校としてどのような中学校を目指そうとしているのかを示すことも重要であると考えております。そして、統合中学校の実現に向けて回答者の皆さんから要望があった、保護者、地域の理解を求めつつ計画的に推進する案、安全で適切な通学手段、生徒にとって望ましい教育環境の体制整備、子育て対策の一環としての中学校統合であること、学校を中心として成り立ってきた地域コミュニティを存続させ得る対策などのことをお示しをして、全町民のご理解を得た上で推進をしていこうというふうに考えております。

給食費の無料化に伴う財源確保についてでございますけれども、給食費無料化は、私としては若い夫婦にこの東吾妻町に住んでいただき、当町に定住することを願って考えたものでございます。お尋ねの給食費無料化に伴う財源確保についてでございますが、5月1日現在で幼稚園児210人、小学生708人、中学生451人、合計1,369人の幼児、児童、生徒から給食費を徴収し、今年度は7,231万5,600円の歳入を見込んでおりました。この財源でございますけれども、町全体の事務事業など、さまざまなものを見直して無駄を省く中で、財源を積極的に見出していきたいと思っております。今後も早急に見直しを行っていききたいというふうに思っております。

なお、ご質問の給食材料等の地産地消対策の問題点については、現在産業課が中心になって、仮称ではございますけれども、地産地消推進協議会を立ち上げる予定でございます。今後、その中で協議を重ねていきたいと考えております。

次に、ダム関連による天狗の湯運営費の確保等についてお答えいたします。

天狗の湯につきましては、4月28日のオープン以降、地域の皆様方の支えもあり、昨日現在で約1万1,000人の利用があり、1日平均では約230人と、現在のところ当初計画数を若干上回るペースで順調に推移しているところでございます。これまでの維持経費を見ますと、燃料費及び人件費についてはほぼ見込みどおりの数字となっておりますけれども、LED照明の採用を初めとする節電、給水の効果があらわれ、電気、水道料金ともに当初見込みの30%程度の節減ができております。

さて、天狗の湯をはじめ今後整備を進めていくふれあい公園などの維持管理も含めて、発電所建設に伴う導水路整備による財源の確保が期待されていたところでございますけれども、議員ご指摘のとおり、昨年9月以降、八ッ場ダム中止問題により協議の場は暗礁に乗り上げたままの状態となっているのが実情でございます。いずれにいたしましても、ダム建設継続を求める立場で行動し、ダム直下となる地域の振興につながる恒久的な財政措置が受けられるよう努力してまいりたいと考えております。

また天狗の湯は、ダム関連事業として建設された点については、生い立ちは異なりますけれども、管理運営していく面では他の施設同様と認識をしております。このようなことから、事業課への管理移行やその他の方法も視野に入れて検討しているところでございます。今後は管理運営のあり方について、料金形態も含めましてどのような方式が最良か、固定観念にとらわれずに検討し、議員皆様方のお知恵もおかりしながら、柔軟な考え方の中で最善な方策を考えていきたいと思っております。今後ともご理解とご協力をお願いを申し上げます。

次に、雇用促進での企業誘致に向けた町の施策についてでございますけれども、町の人口は減少傾向にあるとともに、少子高齢化が急速に進行しております。人口減少を抑制し、若者などの労働人口の定着を図るためにも、企業誘致に積極的に取り組むことが重要と考えております。その施策として、企業立地促進法による基本計画の策定や吾妻郡企業誘致推進連絡協議会を設置し進めてまいりましたけれども、厳しい経済状況等もあり、なかなか進んでいない状況でございます。しかし、雇用問題は町の優先課題でありますので、企業誘致体制の強化と民間のノウハウを取り入れるなど、積極的に推進をし、雇用創出を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午後4時15分とします。

（午後 4時00分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 4時15分）

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 1点目の財政健全化での人件費の抑制ですけれども、先ほど来、同僚議員からも雇用問題等が質問があったわけですが、現に逆ピラミッド型の職員形態をなしている現状です。そんな中で、いかにそれを解消していくかが一番の課題だと思います。今後若干名というような町長の答弁もありましたが、若干名では済まないような状況になってくるのではないかと想定されるわけです。そんな中、現場で従事する職員が十分に機能を発揮するための配分策としては、やっぱり職員の配置をちゃんとしてもらわないと困るというふうに思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変に早急に対応しなければ問題でございます。今後も皆さんのご意見をお聞きしながら、適切に、怠りのないようにしていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ぜひですね、皆さんと相談をしてというのは結構なんですけど、まず英断するのは町長でございますので、ぜひいい方向に向けて英断をするように望みたいと思っております。

続いて、福祉施策の関係ですが、現に限界集落化している部落等ももう既にございます。特に東吾妻町については、高齢者人口が30%を超えているわけですが、その中で大変困っているのが、今の民生・児童委員さんの調査や地域の方々の調査等では済まないような状況でございます。特に医療問題だとか、そういったところに通院だとかする足もない。そういう福祉施策をどういうふうに講じていくのか、その辺をお聞きしたかったわけでございます。

それとこの病院については、東吾妻町の病院としてではなく、吾妻郡の中の中核病院とし

ての位置づけが原町赤十字病院だというふうに私は認識しているんですが、それがですね、やっぱり休止科目がいっぱいあって、いるような状況では、なかなか安心して医療機関に通えるというような状況にはなっていないと思います。その中、特に過去、日赤のほうで示した資料等を見ますと、特に泌尿器科等については約5億円ぐらいの収入があったというようなことが、現在ぽっきりなくなっているような状況です。週に2回か3回やっているような状況なんですけど、まして透析の機械等も遊んでいるというような状況でございます。そういったものを活用していくために、ぜひ患者からも希望がありますので、常に何かあった場合に入院ができる場所でそういうものの治療を受けたいというようなことを申している人たちも多々、多いように感じられますので、その辺をどういうふうに対処していくのか。特に赤十字病院については県知事が赤十字社の群馬県支部長になっているわけなんで、そういったところからも援助を差し伸べてもらうような方法で医師の確保に努めてもらうというようなことをしないと、大変な事態に陥ってしまうのではないかと。

また、子供を育てる意味合いからも、やっぱり小児科がない、婦人科がない、こういったものは非常にこの地域にとってはマイナスでございますので、その辺もあわせてもう一度お聞かせ願えればというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご老人の足となる病院へ通えるような、そういうバスコース、そういうものを今後は検討していきたいというふうに思っております。また、独居世帯等を児童・民生委員さんをお願いするだけではない、何かそのうまい方策を今後ですね、ちょっと私即答できないんであれなんですけど、考えていきたいというふうに考えております。

また、日赤病院につきまして、小児科、産婦人科、なくなって、非常に残念な結果でございます。特にこれから地元子供を産む場所がないというのは、大変な地域にとっての損失だというふうに思っております。群馬県に強く要望しながら、これにつきましては積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ぜひ強力に、この問題については、また早急に手を打っていかないと間に合わない事態になりますので、よろしく願います。

特に昔の話をちょっとしますと、昔は保健婦、今は保健師ですかね、という方が地域を回って健康管理、安否だとかそういったもののおこなっていたわけなんですけど、今、業務繁多

のせいか、そういう戸別的な訪問を一切していないように感じられます。そんなようなことも復活することも必要なというふうに思います。

続いて、教育施策についてですが、この学校統合の問題ですが、この問題については、合併以前は既に審議会等で結論を出して町長に答申をし、町長は合併をしても旧吾妻、要するに町の中学校は統合していきたいという答弁をしております。それを受けて新しい町長に、前町長がなられてから、今度は旧東村も含めたものでまた考えていききたいと。その考えていききたいというのがたったの、たったのといえは語弊があるかも知れませんが、アンケートだけで済ませて、それ以後、行動は一切なされていないように私は思っております。

今、財政的なものを考えていくと、学校教育費そのものも高額な支出を余儀なくされているような現状を踏まえると、給食センターなり、そういう学校統合を行うことによって、ある程度財政面では削減できるのではないかと。また、教育面からしても、児童がやっぱり少人数で、複数学級で勉強することよりも、大人数のところでは切磋琢磨して勉学を競い合うと、こういったものが必要かと思えます。先ほどの答弁ではありませんが、これからまた皆さんの意見を拝聴して、どれがいいか、それをやってみてからやってみようというような方向づけが答弁にあったわけなんです、やはりある程度そういったもののけじめをちゃんとつけてやってもらわないと、いつも議会は宙ぶらりんというか、真剣に物事を考えるけれども、執行者で中座してしまう。そういうことがないように、ぜひお願いをしたいと思います。

そういう中で、2番目の給食費の無料化についても、地産地消的なもので賄っていききたい、一部を賄っていききたいんだというような話もあるようですが、そういった対策も十分に踏まえて、高齢化が進む農業をどういうふうにして直していくのか、これから協議会をつくってどういうふうにしていくということよりも、産物の搬入、それから耕作の品目、こういったものをやっぱり定めていくのが必要かと思えますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず中学校統合問題でございますけれども、3月、4月を中心に、各地で皆さんのご意見をお伺いしました。子供を持つ若い母親の方が、母親のほうから私に言ってきました。やはりもう統合はしなければならないじゃないですかというふうに言っていました。やはり子供の教育上、大変心配だということです。複式学級になった、それから中学ではクラブ活動もできなくなるんじゃないか、あるいは生徒数が少なくて、余りいい教育ができないんじゃないかというふうなことから、もう統合は早くしてもらいたいというふうなご意見も聞いております。そういう意味から申しますと、早急に対応していかなければ

ばならないのではないかというふうに思っております。この点について協議、検討いたしまして、早い手を打っていききたいというふうに思っておるわけでございます。

給食費の無料化に関して地産地消も同様に進めてまいりたいと思っております。この点につきましては、農協等のご意見とか、各地にある農産物の直売所をやっている方々のご意見もお聞きし、ご協力を得ながら、この地産地消を積極的に進めていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 4番目のダム関連の天狗の湯の関係ですが、天狗の湯にあわせて桔梗館、それからいわびつ温泉等が、当町ではあるわけなんです、この料金形態等について、やっぱり改めて検討して、どういう対策を講じていくのかわかりませんが、でき得れば統一して3施設とも同じような料金形態に入れるようなものを作っていきるのが私は必要なのではないかなというふうに思います。またあればですね、余り活用されないようなところであれば、これを廃止するなり、民間委託等考えてやっていくような方法を十分に練って、これからやっていければというふうに私は思っています。

それともう一点は、天狗の湯とふれあい公園ですか、の維持管理について、当初はダムでだめ、ダムがだめ、それから導水管がだめ、今度は何をねらっているのか、その辺が少しわかかったら、地区のものでもいいですから、教えていただきたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 日帰り温泉の料金の統一化ということでございますけれども、これにつきましては、やはり一般的には同じ料金でやったほうが町民の理解も得られやすい、理解もしやすいということでございますけれども、その温泉施設ができた状況等、どのような事業を使ったかとかそういう問題もございまして、その点につきまして今後十分検討してまいりたいというふうに思っております。

また、天狗の湯につきましては、天狗の湯の建設につきましてはダム関連事業で建設をされたということでございます。それから、今は全体事業がまだ終了してございません。これからふれあい広場等、駐車場もまだですね、できておりません。すべてできているわけじゃないです。やはりそういう関連もございまして、いずれは事業課のほうへ移管するというのがいいと思えますけれども、逐次検討いたしまして、事業課への管理移行というものを考えていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 維持管理の費用について多々提案があり、そういったものをうのみにしてきたわけがチャラになった。やっぱりあめをもって素直に受けたいと。それで維持管理をしていきたいというふうに私も思っております。だから、実際にこれから協議するんじゃないくて、やっぱりこれから要するに運営をずっとしていくわけなんで、その管理費だとか維持費をどういうふうに捻出していくか。せつかく一般会計と違ったダムの事業でやっているわけですから、ダムはダムとしての位置づけがあってもよいのではないかというふうに思います。一般会計からも出ているんでしょうけれども、ぜひ捻出ができるような方法をこれから考えていっていただきたいと思います。

最後になりますが、雇用促進の関係ですが、まずは子育て支援だとかそういったものを目指すためには、まずは町内の企業に雇用促進をしてもらおうということが第1です。そして在住をしてもらおう。こういったものが必要かと思えます。こんな不景気な状況でまだ職員を募集をしたいというような企業もあるようですので、そういうところには積極的に働きかけて、今まで、ただ企業を誘致したからそのままいい、それが要するに1つの施策として道路網の整備だとかそういったものを、ただ企業誘致だけをして、道路なんかはほったらかしにしていたというのが現状なんです。そういったことをある程度整備をしてやるということも、これは1つの企業をとどめておくような方法かと思えます。ぜひですね、町長みずから企業と接触を図って、当町における雇用をお願いするなり、そういったものを促進をしていただければというふうに思います。

なお、新しい企業も誘致をしなければならいでしょうけれども、その辺もあわせて、今後の課題として十分に頭の中に入れておいてやっていただきたいと思えます。もっと細かいことをただすように自分では思っていたんですけども、言っても余りいい返事が返ってこないのが、これは当然だというふうに私も認識していますので、次回の質問のときにはもう少し細かいことまで続いてお話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に答弁をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 雇用促進につきましてですが、セキコーポレーション跡地に新たにヒートポンプの製造会社が入ることになりました。従業員は20人ほど使うというふうなことでございます。またほかにも、ある自然食品といえますかね、そういうものをつくって

いる会社が榛名山周辺に工場を設けたいというふうな話も来ておりますので、そういうものを何とかこの町に誘致をして、雇用促進を図っていききたいというふうに思っているわけでございます。今後とも皆様のご意見をお伺いしてやっていききたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で上田智議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

なお、町長におかれましては、次期定例会以降においては、できるだけスムーズな答弁と通告事項に対し具体的な答弁をしていただくようご努力を要請しておきます。

---

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

---

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 閉会の前に町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成22年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8日に開会をされました今期定例会におきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてなど人事案件8件、東吾妻町教育長の給与の特例に関する条例についてなど条例関係4件、平成22年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係2件、報告関係4件、その他1件、すべてを原案どおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心なご審議とご指導に敬意と感謝を申し上げます。

本定例会中に菅新政権もスタートし、第174回通常国会も本日閉会となる見込みでございます。これにより、第22回参議院議員通常選挙も6月24日告示、7月11日投開票という日程も確実となり、いよいよ選挙戦に突入をいたします。

また、宮崎県内で発生した家畜伝染病、口蹄疫問題も、いまだ終息とは言えない状況にあります。そして6月14日夜には、小惑星「イトカワ」に着陸を果たした日本の探査機「はやぶさ」が、数々のトラブルを克服し、7年間にわたる調査を終えて無事地球に帰還をいたしました。そして「イトカワ」の石が入っている可能性のあるカプセルも回収されており、今後の調査が注目されているところであります。

また、現在サッカーの世界カップが南アフリカ共和国で開催をされております。苦戦が予想されていた日本は、予選リーグ初戦を勝利で飾り、さい先よいスタートとなりました。今後の日本チームの奮闘を期待をしたいと思います。

終わりに、議員皆様方には、地域の活性化や町の振興発展のために今後ますますご活躍いただきますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

### ◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ごあいさつを申し上げます。

平成22年第2回定例会は、6月8日から本日まで9日間にわたり開催され、人事案件、予算、条例改正等18件の執行部提案に加え、委員会提出議案1件、選挙1件を初め、請願・陳情の審査と、終始熱心にご審議をいただきました。また町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。議員各位のご精励、また執行部皆様方のご協力に心から御礼を申し上げます。

梅雨を迎えて蒸し暑い毎日が続くようになってまいりましたが、健康には十分ご留意いただきまして、諸般のご活躍をご期待申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上をもちまして、平成22年第2回定例会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 4時43分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 竹 淵 博 行

署名議員 原 田 睦 男

署名議員 高 橋 基 雄